

# きときと情報 2018 146号

富山県中小企業団体中央会

## 特集 平成30年度富山県の中小企業向け 主要施策及び融資制度

経営者に聞く：株式会社イズミ 代表取締役社長 泉 貞夫氏

組合紹介：富山県綿スフ織物工業組合さんよりこんにちは

中央会いんふおめーしょん：組合管理者等講習会を開催 ほか

表紙のことば

### 城端神明宮祭の曳山行事 「城端曳山祭」

城端神明宮祭の曳山行事(曳山祭)は、300年の歴史を誇る城端神明宮(南砺市城端)春季祭礼で、毎年5月4日、5日に行われています。祭の2日目に、精緻な彫り・塗りが施された6台の曳山が御神像を乗せて町中を巡行します。曳山には、京都の料亭や江戸吉原のお茶屋を模した「庵屋台」が付き添い、その中からは篠笛や三味線の音色とともに城端独特の「庵唄」が唄われます。また、祭の初日は宵祭と称して山宿に御神像を飾り、曳山と庵屋台も展示されるほか、庵唄の奉納なども行われます。豪華絢爛な曳山と粋な庵唄で城端の町を彩ってきた曳山行事は、2016年12月に、世界の文化遺産を保護する「ユネスコ無形文化遺産」に登録されました。



# 経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー  
三井生命



## 従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、  
安定した退職金準備が  
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社  
三井生命保険株式会社



## 経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱\* (月払)の場合、  
一般扱 (口座振替月払等)で  
ご契約いただくよりも、  
保険料が割安になります!

### オーナーズプラン

経営者の  
各種リスクマネジメントのために

### パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの  
保障準備をサポート



## 業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる  
従業員さまのケガなどのリスクを  
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
業務災害補償保険 取扱代理店  
三井生命保険株式会社



- \* 団体扱とは、富山県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および富山県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山県富山市本町3-21 損保ジャパン日本興亜ビル5F TEL:076-441-3194  
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

三井-KB-2018-2 (損保)B-2018-1(2018.4)  
B-2018-1011(2018.4) 使用期限 2019.3.31

# きときと情報 146号

## C O N T E N T S

<b>特集</b>	2
平成30年度 富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度	
<b>経営者に聞く</b>	34
株式会社イズミ 代表取締役社長 泉 貞夫 氏	
<b>組合紹介</b>	36
富山県綿スフ織物工業組合さんよりこんにちは	
<b>元気印！青年部・女性部</b>	37
組合青年部研修会・青年部代表者会議を開催 組合女性部・女性経営者等セミナーを開催	
<b>組合だより</b>	38
創立50周年記念式典の開催(協同組合高岡問屋センター) 国宝 奈良薬師寺東塔「相輪」の修復(伝統工芸高岡銅器振興協同組合)	
<b>事務局ペンリレー</b>	39
高岡銅器アルミ協同組合 事務局長 小笹 真琴 氏	
<b>中央会いんぷおめーしょん</b>	40
組合管理者等講習会を開催 組合会計税務研修会を開催	
<b>組合Q&amp;A</b>	41
脱退予告者の権利について	
<b>ほっと一息</b>	42
うまみ抜群!!「昆布シューマイ」(富山県中華料理生活衛生同業組合)	
<b>富山県からのお知らせ</b>	43
平成30年度とやま中小企業人材育成カレッジ受講生募集!	
<b>トピックス</b>	
長く、楽しく暮らすために 健康づくり(生活習慣のポイント、快眠について)	

## 平成30年度 富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度

富山県では中小企業向けに様々な施策や融資を実施しています。本号では、県及び関係機関の主要施策と融資制度を抜粋して紹介します。

### 1 創業を考えている方への支援

#### 創業・ベンチャー挑戦応援事業

##### 1. 対象者

県内で1年以内に創業予定又は創業後3年以内の中小企業者等

##### 2. 内容

新規性・独自性のある事業計画の実施について必要な経費の一部を助成

##### 3. 補助率・補助限度額

###### (1) 補助率

1/2以内

###### (2) 補助限度額

製造業・建設業2,000千円、その他の業種（卸小売サービス業等）1,000千円

##### 4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター TEL 076-444-5605

#### プラン公募型起業家誘致事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

##### 1. 対象者

県外在住の創業者（県内で1年以内に創業予定又は創業後3年以内の中小企業者等）

##### 2. 内容

県内での新規性及び成長性のある独創的な商品・ノウハウ・アイデアなどを活用した新商品・新サービスの研究開発及びその事業化について必要な経費の一部を助成

##### 3. 補助率・補助限度額

###### (1) 補助率

1/2以内

###### (2) 補助限度額

製造業・建設業2,000千円、その他の業種（卸小売サービス業等）1,000千円

##### 4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

企画管理課

TEL 076-444-5600

#### 若者・女性・シニア創業チャレンジ支援事業

##### 1. 対象者

県内で1年以内に創業予定又は創業後3年以内の中小企業者等

##### 2. 内容

若者・女性・シニアのアイデア等を活かした事業計画の実施について必要な経費の一部を助成

##### 3. 補助率・補助限度額

###### (1) 補助率

1/2以内

###### (2) 補助限度額

製造業・建設業2,000千円、その他の業種（卸小売サービス業等）1,000千円

##### 4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター TEL 076-444-5605

#### インキュベーション施設の提供

##### 1. 対象

新事業分野や研究開発に取り組む企業等

##### 2. 内容

情報通信環境を整備したオフィススペースを低廉な家賃で提供

##### 3. お問い合わせ

富山県産業創造センター TEL 0766-26-5151

富山県総合情報センター TEL 076-432-1116

富山県産業高度化センター TEL 0766-62-0500

## 2 新事業展開を考えている方への支援

### 地域資源活用事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

#### 1. 対象者

産地の技術や農林水産品、観光資源等、富山県が指定する地域資源を活用して行う新商品・新サービスの開発等を行う中小企業及び中小企業者のグループ

#### 2. 内容

新商品、新サービスの開発に要する経費及び開発した新商品、新サービスの販路開拓事業に要する経費の一部を助成（生産性向上につながるものであること）

#### 3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 1/2 以内
- (2) 補助限度額 5,000千円

#### 4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構  
販路開拓支援課 TEL 076-444-5602

#### 4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構  
販路開拓支援課 TEL 076-444-5602

### トライアル発注認定制度 (新事業分野開拓事業者認定事業)

#### 1. 対象者

新商品・新サービスの開発によって新たな事業分野の開拓を図るベンチャー企業、中小企業者等

#### 2. 内容

当該事業者の新商品・新サービスを県が認定し、随意契約で率先して調達、利用後の意見をフィードバック

#### 3. お問い合わせ

富山県商工労働部経営支援課  
金融係 TEL 076-444-3248

### ビジター対応ビジネス支援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

#### 1. 対象者

北陸新幹線の開業、外航クルーズ及び台北便就航等交通基盤の拡充に関連して行う新商品・新サービスの開発等を行う中小企業及び中小企業者のグループ

#### 2. 内容

新商品開発、新サービス提供等に要する経費の一部を助成

#### 3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 1/2 以内
- (2) 補助限度額 1,000千円

### とやま新事業創造基金 農商工連携ファンド

#### 1. 対象者

新商品開発等に取り組む中小企業者と農林漁業者との連携体等

#### 2. 補助率・補助限度額・期間

- (1) 補助率 2/3 以内
- (2) 補助限度額 8,000千円
- (3) 募集締切 平成30年6月末まで
- (4) 期間 平成30年12月末まで

#### 3. お問い合わせ

富山県商工労働部  
経営支援課 TEL 076-444-3249  
富山県新世紀産業機構  
販路開拓支援課 TEL 076-444-5650

## 3 職業能力開発に関する支援

### 在職者の能力向上に対する支援

#### 1. 支援メニュー及び内容

- (1) スマートものづくり人材育成事業  
技術者の改善・創意工夫の意識の定着や

コミュニケーションスキルを向上させるための研修を実施

- (2) 高度技能人材育成研修  
熟練技能者等の活用により、中小企業在職者のものづくり技能の向上を図る研修を実施

- (3) 能力開発セミナー（通年）  
 県が予めメニューを作成するレディメイド型訓練、企業ニーズに応じ実施するオーダーメイド型訓練を実施  
 仕事に必要な専門知識の習得や技術の向上、各種資格取得など幅広い分野の講習を実施。
- (4) ものづくり自動化支援人材育成講座(通年)  
 工場等の自動化等を支援する人材の育成を目的とした講座を実施

- (5) グローバル人材育成講座（通年）  
 ものづくり企業の海外展開を担う人材の育成ニーズに対応した多様な短期研修講座を実施。
2. お問い合わせ  
 (1)・(2)  
 富山県商工労働部  
 県労働政策課 TEL 076-444-3256  
 (3)～(5)  
 富山県技術専門学院 TEL 076-451-8802

## 4 技術開発を考えている方への支援

### ものづくり研究開発支援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象者  
 新商品・新技術の研究開発等による競争力強化の取り組みを行う中小企業者及び中小企業者のグループ
2. 内容  
 新商品・新技術の研究開発に要する経費の一部を助成
3. 補助率・補助限度額  
 (1) 補助率 1/2以内  
 (2) 補助限度額 2,000千円
4. お問い合わせ  
 富山県新世紀産業機構  
 連携促進課 TEL 076-444-5607

### 小さな元気企業応援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象者  
 小規模企業における次のいずれかの要件を満たす新商品・新技術開発等  
 ・2社以上の小規模企業の連携によるもの  
 ・商工団体の経営指導等を受けた事業計画によるもの
2. 内容  
 新商品・新技術開発等に要する経費の一部を助成
3. 補助率・補助限度額  
 (1) 補助率 1/2以内  
 (2) 補助限度額 500千円
4. お問い合わせ  
 富山県新世紀産業機構  
 経営支援課 TEL 076-444-5605

## 5 デザイン開発を考えている方への支援

### 富山県総合デザインセンターによる支援

1. 対象者  
 デザインを活用した商品開発に取り組む中小企業者
2. 内容  
 (1) デザイン開発支援  
 商品試作に必要な設備の利用、商品化や商品開発の相談、共同商品開発

- (2) デザイン人材育成  
 各種研修等（CAD/CAM、グラフィック関連ソフトの操作等）
- (3) デザイン情報発信  
 ライブラリーの開放、企画展、機関紙の発行
3. お問い合わせ  
 富山県総合デザインセンター  
 TEL 0766-62-0510

## 6 知的財産権等に関する支援

### 知的財産権等に関する支援

#### 1. 対象企業

特許、実用新案、意匠、商標等について知りたい、相談したい中小企業者

#### 2. 内容

- (1) 相談等
- (2) 情報提供
- (3) 特許検索指導  
特許情報プラットフォームの活用など、特許情報検索に必要な基礎知識から活用の仕方まで助言

- (4) 特許流通支援(特許流通コーディネータ)  
・企業、大学、研究機関等の保有する特許の移転・導入を支援  
・県内企業に対する開放特許の移転・導入支援、特許流通に関する相談・指導を実施

#### 3. お問い合わせ

各商工会議所・各商工会  
富山県発明協会 ((1)~(3)、(5))  
TEL 0766-27-1150  
富山県知的所有権センター ((1)、(2)、(4))  
TEL 0766-29-1252

## 7 外部の専門家を活用したい方への支援

### 専門家派遣事業

#### 1. 対象

創業予定又は経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲のある県内の中小企業者

#### 2. 内容

登録専門家が企業を訪問し、財務・経営・技術など経営課題に対して助言

#### 3. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構  
中小企業支援センター TEL 076-444-5605

#### 2. 内容

企業の体質改善・強化の問題について、専門家が直接訪問し具体的・実践的に指導・助言

#### 3. お問い合わせ

県商工会連合会 TEL 076-441-2716  
富山商会議所 TEL 076-423-1111

### エキスパートバンク事業

(経営・技術強化支援事業)

#### 1. 対象

県内の小規模事業者をはじめとする中小企業者

### とやま中小企業・小規模事業者サポート事業

#### 1. 対象

信用保証を受けている又は受けようとする県内の中小企業・小規模事業者(創業者を含む)

#### 2. 内容

専門家派遣による経営改善計画策定・創業計画作成及びフォローアップ

#### 3. お問い合わせ

富山県信用保証協会 TEL 076-423-3171

## 8 企業再生を考えている方への支援

### 中小企業再生支援協議会

#### 1. 対象

企業再生を考えている方

#### 2. 内容

窓口相談の実施や対応策のアドバイス等専

門知識を持ったスタッフが再生の取組みを支援

#### 3. お問い合わせ

富山県中小企業再生支援協議会  
(富山県新世紀産業機構内)  
TEL 076-444-5663

# 県の融資制度

## ◆設備投資の促進・新成長産業への挑戦

資金名	融資対象	資金用途
設備投資促進資金	工場・店舗・事務所等の新增設や機械設備、事業用車両、店舗設備等を導入する中小企業者（駐車場、資材置場などの更地の取得は対象になりません）	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可
	生産性向上支援枠 取扱期間 平成31年3月31日まで	老朽化した生産設備から生産性またはエネルギー効率が1%以上向上する生産設備への入替えもしくは新たに増設する中小企業者
IoT支援特別資金 取扱期間 平成31年3月31日まで	IoTを用いた設備を導入し、生産性またはエネルギー効率の1%以上の向上を図る中小企業者	設備資金
新成長産業育成支援資金	次のいずれかの事業を営む中小企業者で、当該事業に必要な資金または産学官連携により当該事業に係る新技術・新製品の研究開発等に必要な資金 (1) 再生可能エネルギー・資源有効活用に係る装置・部品等の製造業 (2) 医療・介護・健康関連分野の製造業 (3) 富山湾の海洋深層水を活用した製品の製造業 (4) 先端ものづくり分野（航空機、ロボット、次世代自動車、最先端IT、高機能素材分野、デジタルものづくり分野）に係る装置・部品等の製造業	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可
再生可能エネルギー利用促進資金	再生可能エネルギー（太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱）を利用した発電設備の導入を行う中小企業者	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可

## ◆創業時の資金繰りを支援

資金名	融資対象	資金用途
創業支援資金	創業者枠 (1) 事業を営んでいない個人であって事業を開始する予定があるもの (2) 事業を開始した中小企業者であって創業後2年以内のもの	設備資金 運転資金
	事業承継支援枠 (1) 後継者不足等のため存続見通しがつかない中小企業者から当該事業を承継するもの (2) 相続時の資金繰りが困難なこと等により事業の存続見通しがつかない相続人  (事業資産の取得資金、法人継承者による経営権（株式）買取資金、その他継承事業の運営に必要な資金を対象としています)	設備資金 運転資金
	地域再生・創生特別融資 県内事業者から地域再生に資する事業を引き継ぐ県内に主たる事業所を有する中小企業者で、以下のいずれにも該当するもの (1) 承継元の事業の従業員が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）超でその過半数の雇用を維持するもの (2) 施設・設備の新增設または改修を行うもの	設備資金 運転資金

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

※2 建物(土地)の取得については、事前にご相談ください。



## 利用上の注意点

- ・支払い済の資金は、融資対象になりません。
- ・設備資金は、固定資産として計上するものが対象になります。
- ・建物（土地）の取得については、事前にご相談ください。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成30年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成30年4月1日現在)	
5,000 (うち運転資金1,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※2) 1億円	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土 地)を取得する場合(※2) 15年以内(1年以内)	年1.65%以内  〔取扱期間 平成31年3月31日まで〕	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.25%以内  小規模企業者の場合 年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
1,000 知事特認1,500	10年以内(1年以内)	年0.60% 県の利子補給により 実質無利子	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.10%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.15%以内  太陽光発電設備は 年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成30年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成30年4月1日現在)	
3,500	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.25%以内	年0.6% 保証必須	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
5,000 (うち運転資金3,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を取得する場合 (※2) 1億円	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土 地)を取得する場合(※2) 15年以内(1年以内)	年1.25%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
1億円 (うち運転資金3,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

## ◆新事業の展開を支援

資金名		融資対象	資金使途
新事業展開支援資金	地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠	福祉、環境、特産品の加工等、地域に貢献する事業（コミュニティビジネス）を行う者で、有償で行われるなどビジネス要件を備えている事業者	設備資金 運転資金
	経営革新枠	中小企業等経営強化法の認定（計画承認）を受けた事業を行う中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	新事業展開支援枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行い、新事業の占める割合が5年以内に1/4以上となることが見込まれる事業展開を行う中小企業者または出資法人で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	建設業等新分野進出支援枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行う建設業、卸・小売業を営む中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金

## ◆地域の活力向上を支援

資金名		融資対象	資金使途
地方創生推進資金	県内進出・本社機能等強化支援枠	<p>(1) 県外で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、新たに富山県内で事業を開始する予定があるものまたは県内で事業開始後1年以内のもの</p> <p>〔法人：本社機能や研究開発拠点の移転、県内における新たな支店・営業所の開設など 個人：事業所の移転など〕</p> <p>※次の場合は融資利率を優遇：①県内雇用5人以上の場合、②地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事の認定を受けたものまたは認定を受ける見込みのもの）による場合</p> <p>(2) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事の認定を受けたものまたは認定を受ける見込みのもの）に基づく施設・設備等の導入を行う県内中小企業者</p>	設備資金 運転資金
	少子化対策枠	<p>次の施設整備等を行い、子育て支援に関する環境整備に取り組む中小企業者</p> <p>(1) 事業所内保育施設や授乳室の設置など子育てしやすい職場環境の整備</p> <p>(2) 商店街の段差解消や小児用トイレ・ベビーシートの設備等の子育てバリアフリー</p>	設備資金
	ブランド力向上支援枠	<p>次のいずれかに該当する中小企業者で、当該事業に必要な資金</p> <p>(1) 地域産業資源活用事業計画、農商工等連携事業計画に係る事業または左記事業に係る国の補助金、とやま新事業創造基金の補助金の交付決定を受けたもの</p> <p>(2) 「明日のとやまブランド」育成対象に選定された事業者</p> <p>(3) 富山県トライアル発注制度の認定を受けた事業者（認定日から3年以内）</p> <p>(4) 富山プロダクツに選定された事業者（選定日から5年以内）</p>	設備資金 運転資金
	デザイン産業・コンテンツ産業支援枠	デザイン産業・コンテンツ産業（映像（映画・アニメ）、音楽、ゲーム、ソフトウェアの制作を担う産業）に属する事業を営む中小企業者で、従業員を新たに雇用するもの	設備資金 運転資金
	海外市場開拓支援枠	<p>(1) 海外市場へ進出する中小企業者が、支店・営業拠点等の海外事業拠点の開設（合弁会社等の海外現地法人の設立を含む）に要する資金 ※県内事業所の規模縮小・従業員の減少を伴わないものを対象としています</p> <p>(2) 海外市場へ進出する中小企業者が、海外向け製品の生産・販売等に要する資金 ※生産は県内で行われるものに限り</p>	設備資金 運転資金

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

※2 建物（土地）の取得については、事前にご相談ください。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成30年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成30年4月1日現在)	
2,000	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	商工会議所または商工会の認定書を添えて、取扱金融機関を經由のうえ県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,500)	設備資金 10年以内(3年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.7%	取扱金融機関を經由のうえ県経営支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ県経営支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成30年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成30年4月1日現在)	
5,000 (うち運転資金3,000) ※設備投資に伴い、建物(土地)を取得する場合(※2) 1億円	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土地)を取得する場合(※2) 15年以内(1年以内)	(1) 年1.30%以内 ①に該当する場合 年1.25%以内 ②に該当する場合 年1.20%以内 (2) 年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ県経営支援課
3,000	7年以内(1年以内)	年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ県経営支援課
7,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ県経営支援課
3,000	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ県経営支援課
設備資金 4,000 運転資金 1,000	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

## ◆商業・商店街等の活性化

資金名	融資対象	資金用途
商業・サービス業活性化資金	(1) 商店街において、出店（新規・空き店舗）、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者 (2) 空き店舗へ出店、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者（商店街以外のエリアを対象） (3) 商店街整備計画に基づきその環境整備を行う組合	(1) 商店街設備資金 運転資金 (2) その他 (3) 組合設備資金
	(一般枠) 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者（中小企業以外のものを含む） (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設（駐車場・店舗等）の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善	設備資金
	(特別枠) 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者 (中小企業者で富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合の組合員) (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設（駐車場・店舗等）の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善	設備資金 (設備投資に伴う 運転資金) ※運転資金のみの 利用は不可

## ◆環境にやさしい社会をめざして

資金名	融資対象	資金用途
環境施設整備資金	次の施設整備等を行う中小企業者 (1) 公害防止施設の整備 (2) フロン等対策施設の整備 (3) 廃棄物のリサイクル施設の整備 (4) 地下水の保全・水資源の有効利用施設の整備 (5) 山岳地トイレの整備 (6) 温室効果ガスの排出抑制施設の整備 (7) 低公害車の導入 等	当該施設整備等に要する設備資金
立山環境配慮バス購入資金	立山有料道路等(桂台～室堂)で運行する路線バスまたは貸切バスを自動車NOx・PM法の基準に適合するもの買い替える中小企業者	設備資金

## ◆地域産業の活性化

資金名	融資対象	資金用途
特定地域・産業活性化資金	企業立地促進枠 次に掲げる事業を営む者で、地方公共団体等が造成した用地において、設備の新増設を行い、事業開始前後1年間に新規雇用数が原則として3人以上となる者（原則として中小企業者） ①製造業 ②情報通信業 ③卸売業 ④道路貨物運送業 ⑤倉庫業 ⑥デザイン業 ⑦コールセンター業	設備資金
	薬業振興枠 (家庭薬振興資金) (1) 県内に住所を有する医薬品配置販売業者 (2) 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	(1) 医薬品配置販売業者 運転資金 (2) 医薬品製造業者等 設備資金 運転資金
	(和漢薬開発促進資金) 和漢薬を主とする医薬品の開発に必要な資金 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	設備資金 運転資金
	(懸場帳購入資金) 懸場帳の購入に必要な資金 県内に住所を有する医薬品配置販売業者	設備資金 (販売業者が購入する懸場帳)
	(薬業基盤強化資金) 事業の統合や承継など基盤強化を図るために必要な資金 (1) 県内に住所を有する医薬品配置販売業者 (2) 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	設備等資金

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成30年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成30年4月1日現在)	
設備資金 (1) 商店街 5,000 (2) その他 3,000 (3) 組合 1億円 運転資金 (1) 商店街 1,000	設備資金 (1) 商店街 (3) 組合 10年以内 (1年以内) (2) その他 7年以内 (1年以内) 運転資金 (1) 商店街 5年以内 (1年以内)	(1) 商店街 年1.30%以内 (2) その他 (3) 組合 年1.45%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課  取扱金融機関を經由のうえ 県観光振興室
3,000	7年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.45%以内	年0.35%～年1.05%	

※県経営支援課 076-444-3248  
※県観光振興室 076-444-3500

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成30年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成30年4月1日現在)	
個別 3,000 団体 5,000	個別 7年以内 (1年以内) 団体 10年以内 (1年以内)	年1.65%以内  (6)、(7)の場合 年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県環境政策課  取扱金融機関を經由のうえ 県自然保護課
5,000	7年以内 (1年以内)	年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	

※県環境政策課 076-444-3141  
※県自然保護課 076-444-3396

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成30年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成30年4月1日現在)	
2億円 知事特認 5億円	10年以内 (2年以内)	年1.45%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県立地通商課  取扱金融機関を經由のうえ 県くすり政策課
医薬品配置販売業者 運転資金 500 医薬品製造業者等 設備資金 3,000 (ただし試験機械器具に ついては 500) 運転資金 1,000	設備資金 7年以内 (1年以内) ただし試験機械器具につ いては5年以内(1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	
設備資金 5,000 運転資金 2,000	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	
個人 3,000 法人 7,000	10年以内 (3年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	
5,000	10年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	

※県立地通商課 076-444-3244  
※県くすり政策課 076-444-3236

## ◆事業の活性化

資金名	融資対象	資金用途
事業活性化促進資金	事業の多角化や合理化、拡大を行うことにより、経営基盤を強化し事業の活性化に取り組む中小企業者	運転資金

## ◆経営の安定・倒産の防止

資金名	融資対象	資金用途	
小規模企業等経営支援短期資金	従業員50人（商業・サービス業は20人）以下の小規模事業者等 （償還方法を一括返済にする場合、同日付けの新規貸付は対象になりません）	運転資金	
小口事業資金	一般小口枠 従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者 （富山市内の事業者の方は、他の制度融資をご利用ください）	設備資金 運転資金	
	零細小口枠 従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者	設備資金 運転資金	
経営安定資金	地域産業対策枠 経済の構造的要因等により、最近3ヶ月以上1年以内の期間の売上高が前年同期比10%以上減少または最近時決算において経常赤字の中小企業者	運転資金	
	経済変動対策緊急融資 取扱期間 平成31年3月31日まで	次のいずれかに該当する中小企業者 （1）最近3ヶ月の売上高または販売数量が前年同期比5%以上減少 （2）原油等の売上原価依存率が20%以上、かつ仕入価格が前年同期比20%以上上昇、かつ最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っているもの	運転資金
	小規模企業支援枠 取扱期間 平成31年3月31日まで	最近3ヶ月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比5%以上減少している小規模企業者 ※小規模企業者とは、従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者	運転資金
	企業再生支援枠 取扱期間 平成31年3月31日まで	次のいずれかに該当する中小企業者で、具体的で実現可能な経営改善計画を金融機関と連携して策定しているもの （1）最近時決算において経営赤字の者 （2）㈱整理回収機構へ貸付債権が譲渡された者 （3）民事再生法等による法的再建手続きを行う者 （4）中小企業再生支援協議会から再生支援の認定を受けた者 （5）信用保証協会の企業再生支援チームの支援を受けている者 （6）㈱地域経済活性化支援機構の支援を受けている者 （7）とやま中小企業再生支援ファンドの支援を受けている者	設備資金 運転資金
	連鎖倒産防止枠	国または信用保証協会が指定した倒産企業に50万円以上の債権を有する中小企業者（事業実績が1年未満の中小企業者もご利用いただけます）	運転資金
緊急経営改善資金 取扱期間 平成31年3月31日まで	最近3ヶ月間の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営の改善が期待される中小企業者	（1）一般枠 県の融資制度（県小口事業資金、小規模企業者等経営支援短期資金を除く）のほか、金融機関の保証付既往債務（※2）の借換え （2）小口枠 県小口事業資金の借換え	

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。  
 ※2 借換えの対象については、事前に保証協会にご相談ください。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成30年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成30年4月1日現在)	
3,000	5年以内(1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関

※県経営支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限 度 額 (万円)	期 間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成30年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成30年4月1日現在)	
600	1年以内	年1.70%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関
零細小口枠との合計で 2,000(無担保) (保証債務残高が2,000万円 以下等の条件を満たす者に あつては、無担保無保証)	設備資金 7年以内(6ヶ月以内) 運転資金 5年以内(6ヶ月以内) (ただし、最近決算において2期連 続して経常赤字を計上し、かつ、県 内の商工会議所、商工会または中 小企業支援センターにおいて経営 指導を受けている場合は7年以内)	年1.80%以内	年0.6% 保証必須 ただし、特別小口保 険の要件を満たす方 年0.5%	市町村、商工会議所または 商工会を經由のうえ取扱金融 機関(※) ※市町村が特定する金融機関 でご利用いただけます
信用保証協会の保証付き融 資残高との合計で 2,000(無担保) (保証債務残高が2,000万円 以下等の条件を満たす者に あつては、無担保無保証)	設備資金 7年以内(6ヶ月以内) 運転資金 5年以内(6ヶ月以内) (ただし、最近決算において2期連 続して経常赤字を計上し、かつ、県 内の商工会議所、商工会または中 小企業支援センターにおいて経営 指導を受けている場合は7年以内)	年1.80%以内	年0.7% 保証必須 ただし、特別小口保 険の要件を満たす方 年0.5%	市町村、商工会議所または 商工会を經由のうえ取扱金融 機関(※) ※市町村が特定する金融機関 でご利用いただけます
5,000	7年以内(1年以内)	年1.70%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の認定 書を添えて取扱金融機関
8,000 (地域産業対策枠との合計)	7年以内(1年以内)	年1.25%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須 セーフティネット保証 5号を利用の場合 年0.5%	市町村の認定書を添えて取扱 金融機関
3,000	7年以内(1年以内)	年1.20%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書を添えて取扱金融機関
1億円	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 7年以内(1年以内)	年1.45%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
5,000 (ただし債権額を限度とします)	7年以内(1年以内)	年1.45%以内 〔取扱期間 平成31年3月31日まで〕	年0.6% 保証必須	取扱金融機関
(1) 8,000 (2) 2,000 〔借換と同額(上限1,000)ま での新規運転資金を含む ※運転資金のみのご利用 はできません〕	10年以内(1年以内)	年1.70%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書及び実施計画書を添え て取扱金融機関

※県経営支援課 076-444-3248

# 県の投資等支援制度

## 元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業

### 1. 元気ファンドとは

#### (1) ベンチャー企業等への投資

(公財)富山県新世紀産業機構が新技術、新製品、新サービスの研究開発や事業化といった富山を元気にする活動に取り組む企業に対し、その発行する株式や社債を引き受けることによって、長期低利の資金を提供します。

#### (2) 地域貢献型事業者への支援

地域貢献型事業（地域の資源を活用し、地域の課題を解決し、地域に貢献するコミュニティビジネス）を営む社会福祉法人等が県制度融資を利用して借入を受ける際に債務保証を行い、活動を支援します。

### 2. ベンチャー企業等への投資

#### (1) 対象者 次のいずれかの要件を満たす者

##### ①創業者・創業予定者

事業を営んでいない個人であって事業を開始する予定の者または事業を開始した中小企業者であって創業1年未満の者

##### ②中小企業等経営強化法関連企業

中小企業等経営強化法に基づく、経営革新計画の承認または異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた事業を行う者

##### ③産学官連携企業

産学官の連携により事業展開（研究開発・技術の実用化等）を行う者または大学発ベンチャー企業（大学での研究をもとに教員・学生等が創業するもの）

#### (2) 内容

##### ①間接投資

機構の原資預託を受けたベンチャーキャピタルから中小企業が投資（株式取得・社債引受）を受けるもの。

【限度額】 5,000万円

【利率】 発行時の長期プライムレート以下（固定）

【担保】 不要

【償還期間】 10年以内

##### ②直接投資

間接投資によりベンチャーキャピタルから投資を受けた中小企業が機構から直接投資（社債引受）を受けるもの。

【限度額】 1,000万円

【利率】 発行時の長期プライムレート以下（固定）

【担保】 不要

【償還期間】 10年以内

##### ③債務保証

中小企業が社債発行による資金調達を行う場合に、機構が債務保証するもの。

【保証料率】 年0.5%

【保証割合】 社債引受元本の70%

【保証期間】 社債の引受期間



## 連絡先

### (公財)富山県新世紀産業機構中小企業支援センター 支援マネージャーグループ

〒930-0866 富山市高田527番地 (情報ビル1階)

TEL (076) 444-5605 FAX (076) 444-5646

## 3. 地域貢献型事業者（コミュニティビジネス事業者）への支援

### (1) 対象者

地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠の融資を受ける者で、信用保証協会の保証制度の対象とならない者（社会福祉法人や中小企業者以外の個人、グループ等）

### (2) 内容

上記対象者に機構が債務保証するもの

【保証料率】 年0.8%

【保証割合】 融資額の70%

【保証期間】 融資償還期間

### 県制度融資・地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠とは

#### ○融資対象者

原則として富山県内の地域で活動を行う方で、県税を完納している方がご利用できます。また、この融資制度の利用の要件としては、

- ①有償で行われ、雇用の対価が支払われる等ビジネス要件を備えていること
- ②福祉、環境、まちづくり等、地域の課題を地域の資源で解決する等、地域に貢献する事業であること
- ③活動の拠点となる商会議所、商工会の認定を受けていること

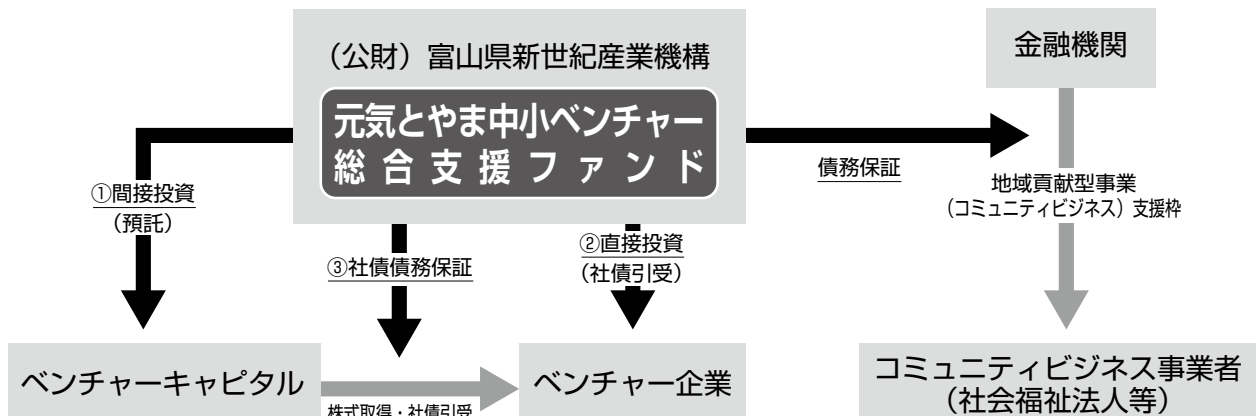
以上の3点を全て満たしていることが条件であり、これらの要件を満たす場合は、これからコミュニティビジネスを行おうとしている方でも対象となります。

中小企業者以外の個人、グループ、社会福祉法人等も融資の対象者としています。

#### ○融資内容

資金用途	設備資金、運転資金
限度額	2,000万円
期間	設備資金 7年以内（うち据置期間1年以内） 運転資金 5年以内（うち据置期間1年以内）
融資利率	1.30%（平成30年4月1日現在）
融資申込先	商会議所または商工会の認定書を添えて取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課

## 4. しくみ



# その他法律に基づく貸付制度

## 中小企業高度化資金貸付制度

1. 中小企業者が、他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う場合に所要資金の一部を長期、低利で融資する制度です。

資金の種類	内容	貸付の相手方
集 団 化 事 業	事業協同組合等の組合員が、工場団地・卸団地等の一定の地区（一の団地又は主として一の建物）に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を設置する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕
集 積 区 域 整 備 事 業	事業協同組合等の組合員が、当該組合員が集積している一定の区域（商店街、工場街又は工業・店舗等の集団化された区域）において、経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を設備する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕
施 設 集 約 化 事 業	事業協同組合、共同出資会社等が、共同店舗、共同工場等の建物を設置する事業	事業協同組合等
共 同 施 設 事 業	事業協同組合等が、組合員の共同利用に供する施設を設置する事業	事業協同組合等
設 備 リ ー ス 事 業	事業協同組合等が、生産の効率化、経営の合理化、公害防止その他の改善に必要な設備を一括取得し、組合員に買取予約付で賃貸する事業	事業協同組合等
商店街整備等支援事業	まちづくり会社等が各種コミュニティ施設（コミュニティホール、ポケットパーク等）の整備を行う事業と、併せてショッピングセンター型の商業店舗の整備を行う事業	(1) 特定会社 (地方公共団体が出資し、出資者の2/3以上が中小企業者など) (2) 一般社団法人等 (一般社団法人にあってはその社員総会における議決権、一般財団法人にあっては、設立時の提出総額の1/2以上が地方公共団体及び事業協同組合等であることなど) (3) 商工会、商工会議所等

2. 主要な資金種類別の貸付条件等については次の通りですが、中小小売商業振興法や中心市街地活性化法などの法律の認定を受けて実施する事業等は無利子貸付けになる場合がありますので、詳細については、県経営支援課にお問い合わせ下さい。
3. この資金の借入れに当たっては、事業の計画作成段階から、県の指導、診断を受ける必要がありますので、計画が具体化する前に、県経営支援課（TEL 076-444-3249）にご相談下さい。

(利率については、変更になることがあります。)

貸付対象施設	貸付利率	貸付期間 (うち据置期間)	償還方法	貸付限度
集団化に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。）	年0.45%	20年以内（3年以内）	年賦 (元金均等償還)	整備資金（貸付対象施設を取得し、造成し、又は設備するのに必要な資金）の80%以内
施設整備に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。）	〃	〃	〃	〃
共同化に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
共同利用に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
リースに必要な設備、附属設備	〃	当該設備の耐用年数を勘案して知事が定める期間	〃	〃
商店街整備等支援事業に必要な土地、建物、構築物、設備	無利子	20年以内（3年以内）	〃	〃

# 政府系金融機関等による金融一覧(1)

## 株式会社商工組合中央金庫

制 度 名	融 資 対 象	資 金 使 途
一 般 貸 付	商工中金の株主となつていただいている中小企業の各種団体とその構成員 (注)このほか中小企業の共同出資会社やメンバーの皆様方の海外法人等も融資対象となります。	運転資金 設備資金

※商工中金には上記のほか独自の総合支援策がありますので、詳細は商工中金へお尋ね下さい。

## 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名	融 資 対 象	資 金 使 途
普 通 貸 付 ( 一 般 貸 付 )	卸 売 業 資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人	運転資金 設備資金
	小 売 業 資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人・個人	
	サ ー ビ ス 業 資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人	特定設備資金
	製造業、建設業、運輸業、その他 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人・個人	
経 営 改 善 貸 付	常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合5人以下）の方で商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けた方	運転資金 設備資金
主 特 別 貸 付	新 規 開 業 資 金 新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金
	新 企 業 育 成 資 金 女性、若者／シニア 起 業 家 資 金 女性又は35歳未満か55歳以上の方であつて、新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金
	新 事 業 活 動 促 進 資 金 経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方など	運転資金 設備資金
	新 創 業 融 資 制 度 新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を2期終えていない方	運転資金 設備資金

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

※この他、「東日本大震災復興特別貸付」などをお取り扱いしています。詳細は当公庫(国民生活事業)へお尋ね下さい。

株式会社商工組合中央金庫 富山支店 076-444-5121 高岡支店 0766-25-5431

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
	商工中金 所定利率	運転 原則として10年以内 (据置期間2年以内) 設備 原則として15年以内 (据置期間2年以内)	必要と認めるもの 要	商工中金 (商工中金の代理店になっ ている信用組合、信用 金庫でもご利用いた だけます。)

株式会社日本政策金融公庫 富山支店 国民生活事業 076-431-1191 高岡支店 国民生活事業 0766-25-1171

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
4,800万円		運転 7年以内 (うち据置期間1年以内) 設備 10年以内 (うち据置期間2年以内)	担保(不動産、有価 証券等)などにつ きましてはお客様 のご希望を伺いな がらご相談させて いただきます	国民生活事業
7,200万円		20年以内 (うち据置期間2年以内)		
2,000万円		運転 7年以内 (うち据置期間1年以内) 設備 10年以内 (うち据置期間2年以内)	無	商工会議所、商工会等
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	お使いみち、ご 返済期間、担保 の有無等によっ て異なる利率が 適用されます。 詳細は当公庫 (国民生活事業) へお尋ね下さい	運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)	担保(不動産、有価 証券等)などにつ きましてはお客様 のご希望を伺いな がらご相談させて いただきます	国民生活事業
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
3,000万円 (うち運転資金1,500万円)		各種融資制度で定める ご返済期間以内	無	

# 政府系金融機関等による金融一覧(2)

## 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名		融 資 対 象	資 金 使 途
主 な 特 別 貸 付	新 企 業 育 成 貸 付	再チャレンジ支援融資 廃業歴のある方など、一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金
	企 業 活 力 強 化 貸 付	事業承継・集約 活性化資金 事業を承継する方など	運転資金 設備資金
	企 業 活 力 強 化 貸 付	企業活力強化資金 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	運転資金 設備資金
	企 業 活 力 強 化 貸 付	海外展開・ 事業再編資金 海外展開を図る方など	運転資金 設備資金
	企 業 活 力 強 化 貸 付	ソーシャルビジネス・ 支援資金 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方など	運転資金 設備資金
	環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 対 策 貸 付	環境・エネルギー 対策資金 非化石エネルギー設置や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方	運転資金 設備資金
	小 規 模 事 業 者 経 営 発 達 支 援 貸 付	小規模事業者 経営発達支援資金 経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者の方	運転資金 設備資金
	食 品 貸 付	食品貸付 食品関係の小売・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	設備資金
企 業 再 生 貸 付	企業再生資金 中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再生を図る方	運転資金 設備資金	

※この他、「東日本大震災復興特別貸付」などをお取り扱いしています。詳細は当公庫(国民生活事業)へお尋ね下さい。

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

貸付条件				
限度額	利率	期間	担保等	申込先
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	お使いみち、ご返済期間、担保の有無等によって異なる利率が適用されます。詳細は当公庫(国民生活事業)へお尋ね下さい	運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)	担保(不動産、有価証券等)などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 8年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内) (※)従業員5人以下の場合は据置期間3年以内		
7,200万円 (うち運転資金4,200万円)		設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 20年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		

# 政府系金融機関等による金融一覧(3)

## 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名		融 資 対 象	資 金 使 途
生 活 衛 生 貸 付	一 般 貸 付	生活衛生関係の事業を営む方	設備資金
	振 興 事 業 貸 付	振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	運転資金 設備資金
	生活衛生改善貸付	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合（組合が設立されていない場合は、生活衛生営業指導センター）の実施する経営指導を受けている方であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方	運転資金 設備資金
セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 貸 付	経 営 環 境 変 化 資 金	売上が減少するなど業況が悪化している方	運転資金 設備資金
	金 融 環 境 変 化 資 金	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方	運転資金
	取 引 企 業 倒 産 対 応 資 金	取引企業などの倒産により、経営に困難を来している方	運転資金

※この他、「東日本大震災復興特別貸付」などをお取り扱いしています。詳細は当公庫(国民生活事業)へお尋ね下さい。

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。



株式会社日本政策金融公庫 富山支店 国民生活事業 076-431-1191 高岡支店 国民生活事業 0766-25-1171

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
7,200万円～4億8千万円 業種によって異なります	お使いみち、ご返済期間、担保の有無等によって異なる利率が適用されます。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい	13年以内 （一般公衆浴場は30年以内） （うち据置期間1年以内（返済期間が7年超の場合2年以内））	担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
運転 5,700万円 設備 1億5,000万円～7億2,000万円 業種によって異なります		運転 7年以内 （うち据置期間2年以内） 設備 20年以内 （据置期間2年以内）		
2,000万円		運転 7年以内 （うち据置期間1年以内） 設備 10年以内 （うち据置期間2年以内）	無	生活衛生同業組合
4,800万円		運転 8年以内 （うち据置期間3年以内） 設備 15年以内 （うち据置期間3年以内）	担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
別枠 4,000万円以内		運転 8年以内 （うち据置期間3年以内） 設備 15年以内 （うち据置期間3年以内）		
別枠 3,000万円以内		8年以内 （うち据置期間3年以内）		

# 政府系金融機関等による金融一覧(4)

## 株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業【直接貸付】

特定事業を営む中小企業の方

◆次の業種の方は対象になりません：農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なものなど

◆中小企業の規模

- ・製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
- ・卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
- ・小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- ・サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

### 新企業育成貸付 新たな事業を開始する方、異業種・異分野へ進出する方へ

資金名	ご利用いただける方	資金使途	貸付条件
			融資限度額 (うち運転資金)
新事業育成資金	新規性・成長性のある事業を始めて7年以内の方	設備投資 長期運転資金	6億円
女性、若者/シニア 起業家支援資金	女性、若年者(30歳未満)または高齢者(55歳以上)であって、新規開業して概ね7年以内の方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
中小企業経営力 強化資金	認定経営革新等支援機関の指導や助言、または「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により経営力の強化を図る方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)

### 企業活力強化貸付 企業活力促進のために積極的な設備投資等を行う方へ

資金名	ご利用いただける方	資金使途	貸付条件
			融資限度額 (うち運転資金)
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化やものづくり基盤技術の高度化を進める方など	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
I 促 進 活 資 用 金	情報化投資を行う方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
海 外 展 開 ・ 海 事 業 再 編 資 金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
地 域 活 性 化 ・ 雇 用 促 進 資 金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、女性従業員の活躍を促進する方など	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)

※融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乗せされます。詳細は窓口でお尋ね下さい。

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

貸 付 条 件			申 込 先
主な融資期間	主な融資利率	担 保 等	
設備資金 20年以内 (うち据置期間5年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率②, ③ (上限3%)	◆一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証が不要となります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談のうえ、決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ①, ②	〃	〃
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ①, ②, ③ 基準利率-0.9% 基準利率-0.2%	〃	〃
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ① 基準利率	〃	〃

貸 付 条 件			申 込 先
主な融資期間	主な融資利率	担 保 等	
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ①, ②, ③	◆一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証が不要となります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談のうえ、決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ①, ② 基準利率-0.9%	〃	〃
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ①, ②, ③ (上限3%) 基準利率 (上限3%)	〃	〃
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ①, ②, ③	〃	〃

# 政府系金融機関等による金融一覧(5)

## 株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業【直接貸付】

セーフティネット貸付 経営環境の変化などにより、資金繰りに困難をきたしている方へ

資金名	ご利用いただける方	資金用途	貸付条件 融資限度額 (うち運転資金)
経営環境変化 対 応 資 金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	設備投資 長期運転資金	7億2千万円
金融環境変化 対 応 資 金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	設備投資 長期運転資金	3億円(別枠)

## 企業再生貸付 事業再建に取り組む方へ

資金名	ご利用いただける方	資金用途	貸付条件 融資限度額 (うち運転資金)
事業再生支援資金	〈アーリー DIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
	〈レイター DIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方		
企業再建資金	経営改善や経営再建などに取り組む方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円

※このほか環境・エネルギー対策資金、東日本大震災復興特別貸付等各種特別貸付があります。

※融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乗せされます。詳細は窓口でお尋ね下さい。

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

【代理貸付】

当公庫中小企業事業の代理店の窓口にご相談下さい(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店です。)

## 名古屋中小企業投資育成株式会社

区 分	投 資 対 象	資 金 使 途	引受限度
一 般 投 資	経営に特色があり成長意欲のある企業 《投資の種類》 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受	設備資金 運転資金	増資後議決権比率の50% 以内  〔新株予約権付社債等の場合は、引受時において当該予約権を行使したと仮定した場合、議決権比率が50%以内となる範囲〕
ベンチャービジネス 投 資	先端的・独創的な技術またはノウハウをもつ研究開発型企業 《投資の種類》 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受		
創 業 投 資 (設立新株投資・創業期投資)	起業家が会社を設立する場合や既存企業が新規事業へ進出を図るために新会社を設立する場合、もしくは設立後5年以内の企業 《投資の種類》 ①設立新株投資 ・株式会社の設立に際して発行される株式の引受 ②創業期投資 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受	創業資金	

※株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業でも申し込みの取次をしています。

※なお、投資した後は資本金が3億円を超えても、追加投資は可能です。

貸付条件			申込先
主な融資期間	主な融資利率	担保等	
設備資金 15年以内 (うち据置期間3年以内) 運転資金 8年以内 (うち据置期間3年以内)	基準利率 (長期運転資金に 限り、上限3%)	◆一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の 個人保証が不要となります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談 のうえ、決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
設備資金 15年以内 (うち据置期間3年以内) 運転資金 8年以内 (うち据置期間3年以内)	基準利率	〃	〃

貸付条件			申込先
主な融資期間	主な融資利率	担保等	
1年以内 (うち据置期間1年以内)	基準利率 +2.5% (上限3.0%)	◆一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の 個人保証が不要となります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談 のうえ、決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
設備資金 10年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 5年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率 +1.0% (上限3.0%)		
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 15年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率(上限3.0%) 特別利率①(上限3.0%) 特別利率③(上限3.0%)	〃	〃

名古屋中小企業投資育成株式会社 052-581-9541 URL <http://www.sbic-cj.co.jp/>  
〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号 (東海ビル7階)

配当・利率	条 件
(株式) 一定の安定配当をお願いします  (社債) 長期プライムレートを参考にして決めます。	(一般投資) ①資本金3億円以下の株式会社(特例法に該当される場合3億円超でも可) 投資育成会社の引受けによって、資本金が3億円を超えることは可 ②業種は、風俗営業等およびその経営内容が公序良俗に反するもの、または一時的もしくは投機的なものは対象外 製造業・建設業・卸売業・小売業・サービス業など、ほとんどの業種が対象 ③原則として、一定水準の利益を上げており、今後も成長発展する見込みがあること
	(ベンチャービジネス投資) ①一般投資の①及び②の条件を満たしていること ②先端的・独創的な技術またはノウハウに裏付けられた製品の製造あるいはサービスの提供を行っていること ③売上高に対する試験研究費の比率が過去2期にわたり3%以上であること ④会社設立後または新事業進出後10年以内であること
	(創業投資) ①設立予定の会社の設立登記時の資本金が、3億円以下の株式会社であること(特例法に該当される場合3億円超でも可) ②設立予定の会社の業種が、一般投資の②の条件を満たしていること ③設立予定の会社の経営者が、事業の経営に関する知識・経験等を有するなど、その経営力が認められること ④設立予定の会社の事業計画に妥当性が認められ、かつその事業が将来、成長発展する見込みがあること ⑤原則として、投資後5年を経過した年度より、一定水準以上の配当が維持できる利益が見込まれること ⑥設立後5年以内の会社の場合には、資本金3億円以下の株式会社(特例法に該当される場合3億円超でも可)であって、上記②～⑤の条件を満たしていること

# 信用保証協会保証制度

## 主な信用保証制度

制度の名称	対象資金等	資金使途
創業等関連保証	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づいて、個人が創業又は新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
創業関連保証	産業競争力強化法に基づいて、個人が創業又は新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有し、一定の要件を備える個人が創業または新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
事業者カードローン当座貸越根保証 (カードA)	反復継続して安定的にカードにより借入できる事業資金	運転資金 設備資金
中小企業特定社債保証	中小企業者の発行する社債(私募債)に対する保証	運転資金 設備資金
流動資産担保融資保証	売掛債権、棚卸資産を担保とした融資に対する保証(ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る)	運転資金 設備資金
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	経営の安定に必要な資金(欄外参照:市町村長の認定)	運転資金 設備資金
条件変更改善型借換保証 (リスケ改善借換)	保証付借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っており、金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業・小規模事業者の事業計画の実施に必要な借換資金及び新規事業資金	運転資金 設備資金
経営力強化保証	金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業者の事業計画の実施に必要な借換資金及び新規事業資金	運転資金 設備資金
事業再生計画 実施関連保証 (経営改善サポート保証)	中小企業再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画(債権者全員の合意が成立したものに限り)に従って事業再生の計画を実施するために必要な借換資金及び新規事業資金	事業再生の計画の 実施に必要な資金 に限る
危機関連保証	・大規模な経済危機、災害等の事象により、予め適用期限を区切って、著しい信用収縮が生じた中小企業者の事業継続や経営安定を図るために必要とする資金 ・中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町村長の認定を受ける必要があります	経営の安定に 必要な資金
特定経営承継関連保証	・事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者個人が、経営の承継に伴う株式等の取得等の費用を当該代表者が必要とする資金	運転資金 設備資金

### ●経営安定関連保証(セーフティネット保証)の利用に係る認定について

経営安定関連保証を利用する場合は、次のいずれかに該当することについて、本店(個人事業主の方は主たる事業所)の所在地を管轄する市町村長の認定を受ける必要があります。

- (1号) 再生手続開始申立等関係  
民事再生手続開始の申立等を行った指定大型倒産事業者に対して50万円以上の売掛債権又は前渡金返還請求権を有していること、又は同事業者との取引を20%以上の規模で行っていること
- (2号) 事業活動の制限関係  
事業活動の制限を行っている指定事業者との直接又は間接的な取引を20%以上の規模で行っており、又は指定地域内で1年以上継続して事業を行っており、売上高等が減少していること
- (3号) 地域・業種関係  
指定地域内で指定業種に属する事業を1年以上継続して行っており、災害その他突発的に生じた指定事由の発生に起因して、売上高等が減少していること

富山県信用保証協会 本 所 TEL 076-423-3171 FAX 076-493-0829 〒930-8565 富山市総曲輪2丁目1番3号  
 高岡相談室 TEL 0766-21-6820 FAX 0766-21-6864 〒933-0912 高岡市丸の内1番40号  
 【 // 相談室 (相談日: 火曜日・木曜日 9:00~17:00)】 URL <http://www.cgc-toyama.or.jp/>

保証限度額	保証期間 (うち据置期間)	融資利率	保証料率(年) (※1)(※2)(※3)	担 保
1,500万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
2,000万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
2,000万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
100万円以上2,000万円以内	1年もしくは2年 (更新4年以内)	金融機関 所定利率	0.39%~1.62%	原則不要
〈別枠〉 4億5,000万円 (ただし、社債発行額3,000万円~ 5億6,000万円)	2年以上7年以内	(支払金利) 発行体所定利率	0.45%~1.90%	必要に応じ
〈別枠〉 2億円 (ただし、融資限度額は2億5,000 万円)	根保証 1年 (更新2年以内) 個別保証 1年以内	金融機関 所定利率	0.68%	流動資産 (ただし、個別保証 の場合は売掛債権)
〈別枠〉 2億8,000万円 破綻金融機関関連の要件を満たす場合 3億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	定めなし	金融機関 所定利率	1~4号、6号 0.80% 5、7~8号 0.68%	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	金融機関 所定利率	0.45%~1.90%	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内) 既保証を借り換える場合 10年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.45%~1.75% ※4 責任共有対象外の既保証を 同額以内で借り換える場合 0.50%~2.00% ※4	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金 15年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.80% 責任共有対象外の既保証を 同額以内で借り換える場合 1.00% 特別小口保険の要件を満たす場合 0.80%	必要に応じ
〈別枠〉 2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	必要に応じ
2億8,000万円	運転資金 10年以内(1年以内) 設備資金 15年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.45%~2.20% 〔特別小口保険の要件を満たす場合〕 0.80%	必要に応じ

※1 会計参与設置会社(確認書類: 商業登記簿謄本(写))の場合、0.1%の割引を行います。  
 ※2 一部の保証を除き、有担保の場合、0.1%の割引を行います。  
 ※3 新規・再利用キャンペーン対象保証の場合、0.1%の割引を行います。  
 ※4 原則として、通常の保証料率区分よりも1区分低い料率を適用します。

- (4号) 地域関係  
指定地域内で1年以上継続して事業を行っており、災害その他突発的に生じた指定事由の発生に起因して、売上高等が減少していること
- (5号) 業種関係  
指定不況業種に属する事業を行っており、売上が減少していること、又は原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていないこと
- (6号) 破綻金融機関等関係  
破綻金融機関等と金融取引を行っており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること
- (7号) 金融取引の調整関係  
指定金融機関の経営の相当程度の合理化(支店の削減等)によって、借入が減少していること
- (8号) 金融機関の貸付債権の譲渡関係  
整理回収機構又は産業再生機構に対して貸付債権が譲渡され、借入が減少しているが、適切な事業計画等を有し再生の可能性があること

\*「指定」: 経済産業大臣の指定

## 中小企業再生支援協議会とは

企業再生をお考えの皆さまに、専門知識を持ったスタッフが、あらゆる角度から再生の取組みのお手伝いをいたします。

### 相談内容

- 企業再生に関する窓口相談の実施と対応策のアドバイス
- 専門家のプロジェクトチームによる経営改善計画作成支援
- 関係機関の再生支援に関する連携の確保

### ● 公的な協議会

当協議会は国から富山県新世紀産業機構が委託を受けて事業を行う公的な機関です。(各都道府県に1ヶ所設置されています)

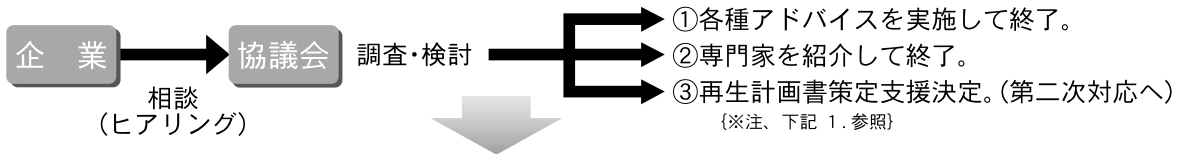
### ● 専門家が常駐

中小企業の再生経験豊かな専門家が常駐し、いつでも相談に応じます。

### ● 地域全体がバックアップ

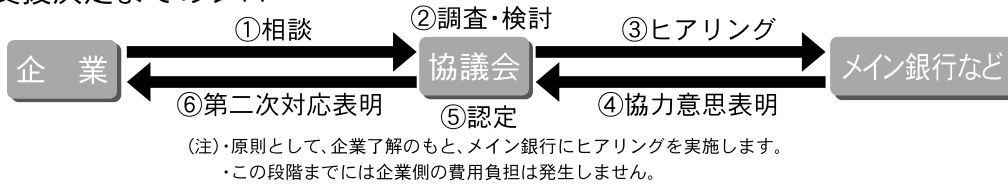
富山県内の中小企業支援団体や金融機関など、地域が一体となって企業再生をバックアップいたします。

## 第一次対応のフロー(無料)

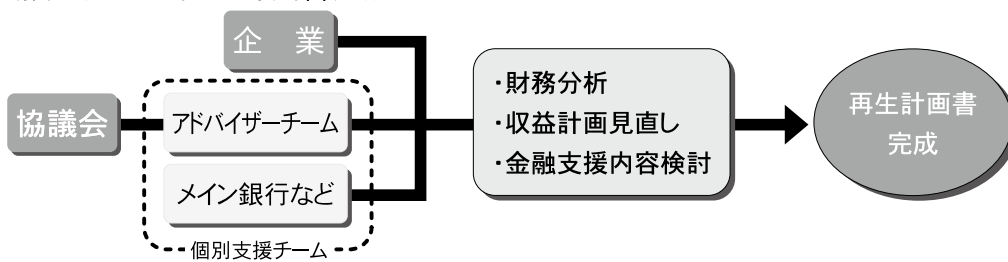


## 第二次対応のフロー

### 1. 支援決定までのフロー



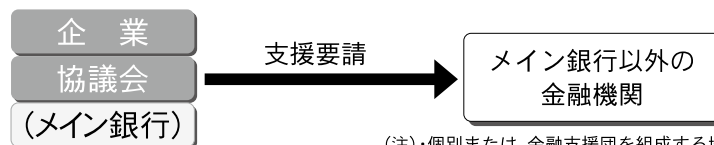
### 2. 支援決定から再生計画書完成までのフロー



(注)・アドバイザーチームは、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士によって構成されます。(協議会が選任します。)

・再生計画書は、原則、相談企業が、アドバイザー等、支援チームの助言を得て作成します。

### 3. 再生計画書完成から金融支援とりまとめまでのフロー



(注)・個別または、金融支援団を組成する場合があります。

### 4. 再生計画スタート後

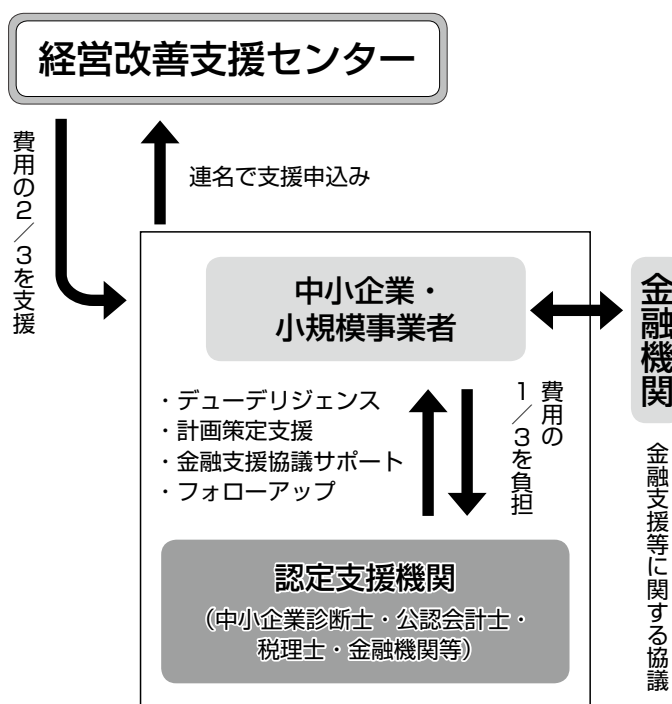
協議会は、再生計画書の策定支援、金融支援のとりまとめにとどまらず、以降一定期間再生計画書の進捗状況のフォローにも協力させていただきます。(支援の継続)



## 経営改善支援センターとは

- 金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、国の認定を受けた外部専門家（認定支援機関）の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス費用、フォローアップ費用につき、総額300万円を上限として、その2/3を支援します。
- 条件変更などの金融支援を必要としない、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図など早期の経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払い費用の2/3（上限20万円まで）を支援します。

### 事業スキームの概要



### 対象となる事業者

事業内容や財務状況など、経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小企業・小規模事業者

### 事業の流れ

#### 支援の申込み・策定支援

- ・ 中小企業・小規模事業者と本事業に係わる認定支援機関は、連名で、経営改善支援センターに対し経営改善計画の策定を申込みます。
- ・ 認定支援機関は、中小企業・小規模事業者に対して経営改善計画の策定支援を実施します。

#### 金融支援等の協議

- ・ 認定支援機関のサポートを受けて、中小企業・小規模事業者は、策定した経営改善計画に基づく金融支援について、金融機関と協議します。

#### 策定計画の提出・確認

- ・ 認定支援機関は、関係金融機関が合意した経営改善計画・金融支援等を経営改善支援センターに提出します。
- ・ 経営改善支援センターは、認定支援機関から提出された計画を確認し、費用の2/3を支援します。

#### フォローアップ

- ・ 認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の計画達成状況について定期的なモニタリングを行い、その結果を経営改善支援センターに報告します。（フォローアップ費用も支援対象）

#### 連絡先

#### 富山県中小企業再生支援協議会

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル2階）  
 公益財団法人 富山県新世紀産業機構内  
 TEL(076)444-5663 FAX(076)444-5618

#### 連絡先

#### 富山県経営改善支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル2階）  
 公益財団法人 富山県新世紀産業機構内  
 TEL(076)441-2134

## 富山県よろず支援拠点とは

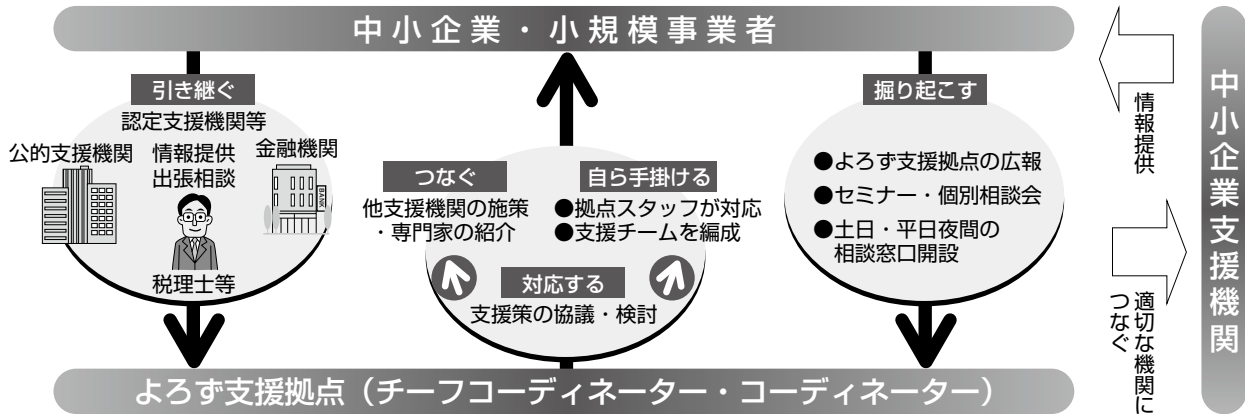
経済産業省から「よろず支援拠点事業」の委託を受け、中小企業・小規模事業者のための総合経営相談所「富山県よろず支援拠点」を設置しています。

よろず支援拠点ではチーフコーディネーター及びコーディネーターが事業者の相談に応じ、経営課題を分析、課題解決に向けた総合的・先進的経営アドバイスを行うほか、各支援機関との連携・課題ごとの適切なチーム編成など、環境の変化や事業の成長段階に応じた支援を継続的に行います。

### 【利用時間・利用方法】

平日（8：30～17：15）、土日祝日（8：30～17：15）、平日夜間（17：15～19：00）

※土日祝日、平日夜間のご相談は事前予約制です。



## 中小企業支援センターとは

中小企業の独自技術、新製品・新サービスの開発・提供など創造的事業活動（ベンチャー）や経営革新などの新たな事業活動を応援します。

### (1) 総合窓口相談の開設（ワンストップサービス）

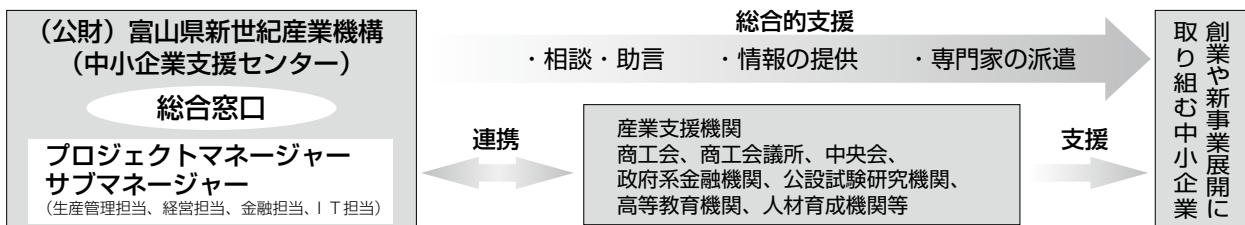
経営、金融、ITなど様々なご相談に対して、豊富な知識と経験を有する専属マネージャーが対応します。

### (2) 専門家の派遣

高度かつ専門的な課題に対して、経営、技術、情報化等の民間専門家を派遣して適切な診断・助言を行います。[必要経費（専門家謝金・旅費）の1/3の自己負担をお願いします。]

### (3) 情報提供

国、県や商工関係団体が行う各種の中小企業支援施策や試験研究機関、必要な人材等を総合的に紹介します。



### 連絡先

#### 富山県よろず支援拠点

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル1階）  
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内  
TEL(076)444-5605 FAX(076)444-5646

### 連絡先

#### 中小企業支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル1階）  
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内  
TEL(076)444-5605 FAX(076)444-5646

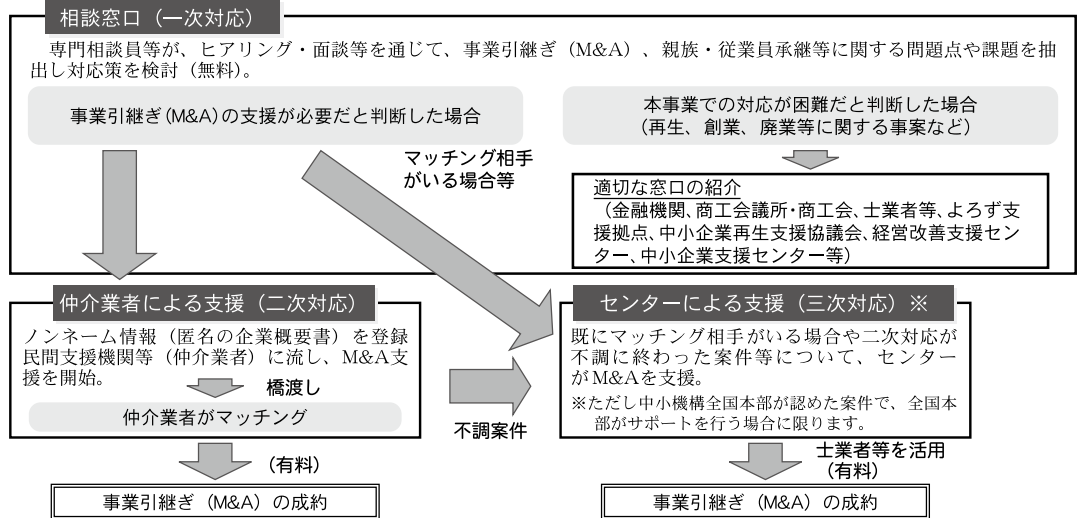
# 事業引継ぎ支援センターとは

経済産業省から「事業引継ぎ支援事業」の委託を受け、後継者不在など事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の皆さまの相談等に対応するため、「富山県事業引継ぎ支援センター」を設置しています。

## 〈事業内容〉

- ・事業承継や事業引継ぎ（M&A）に関するご相談に、専門家がきめ細かくアドバイス等を行います（事前予約をお願いします：相談無料）。
- ・相談のなかで事業引継ぎ（M&A）の可能性があり、譲渡先・譲受先の紹介を希望される場合には、仲介機関への橋渡し等を行います（仲介機関と契約を行った場合、それぞれが定める着手金・成功報酬等が発生）。
- ・なお当センターは、中小企業・小規模事業者等を支援する公正・中立な公的機関であり、相談にあたる専門家、仲介機関等には守秘義務があります。

## 〈支援スキーム〉

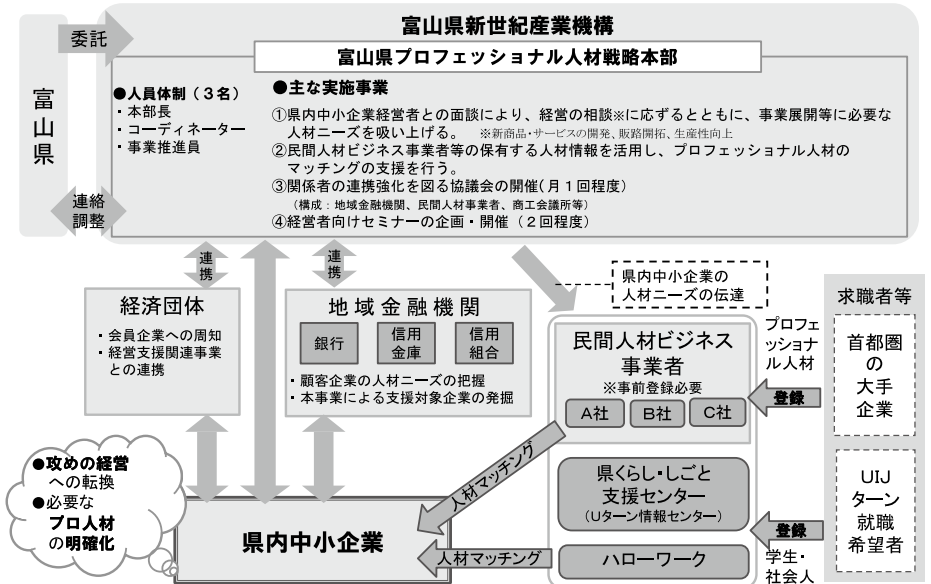


# 富山県プロフェッショナル人材戦略本部とは

富山県から委託を受け、県内企業の成長を支える人材確保を支援するための「富山県プロフェッショナル人材戦略本部」を設置しています。

「富山県プロフェッショナル人材戦略本部」は、県内企業の経営、人材確保等に関する相談支援・コーディネート機関として、地域金融機関や民間人材ビジネス事業者等と連携しながら、企業の成長実現を担うプロフェッショナル人材確保のサポートを行います。

## プロフェッショナル人材確保事業



### 連絡先

#### 富山県事業引継ぎ支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル1階）  
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内  
TEL(076)444-5605 FAX(076)444-5646  
e-mail: hikitsugi@tonio.or.jp

### 連絡先

#### 富山県プロフェッショナル人材戦略本部

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル4階）  
公益財団法人 富山県新世紀産業機構内  
TEL(076)444-5620 FAX(076)444-5623

# 働き方も経営もバランスを大切に 帆布の活用を広げさらなる発展を

テントやシートなどの帆布製品製造、販売業として、創立65周年を迎えた株式会社イズミ。近年は物品製造だけでなく、スポーツや公共施設などに利用される膜構造建造物の施工や、公園の遊具製作などでも実績を上げているほか、イベント企画をはじめとする帆布以外の事業も積極的に展開しています。日本テントシート工業組合連合会のトップを務める泉貞夫社長に、社業発展の歩みや業界活性化の取り組みについてお聞きしました。

株式会社イズミ

代表取締役社長 泉 貞夫 氏

## 社内改革に全力尽くす

Q. 創業からの歩みと二代目として家業に入るきっかけについてお聞かせください。

当社は昭和28年、有限会社泉商店として父が創立しました。父が業界に入った年から数えると92年、祖父が明治30年代に中国蘇州の郊外で紡績工場を経営していたことまでさかのぼると、120年以上の歴史があるといえます。

店舗兼縫製工場で働く両親を見て育ち、後継ぎとしての期待も感じていましたが、大学進学時は他の職業に就きたいと思っていました。在学中に結婚を決めたことで、父から勘当されてしまい、働きながら卒業しました。卒業後は、大阪で会社を転々としたのですが、父との関係も

徐々にやわらぎ、当社と取引のあった問屋さんでの修行を経て、富山に戻りました。大阪時代は家電の飛び込みセールスで苦手な営業を行い、寝る間も惜しんで働いて、全国3位の成績を上げたこともあり「何でもやればできる」という自信につながりました。

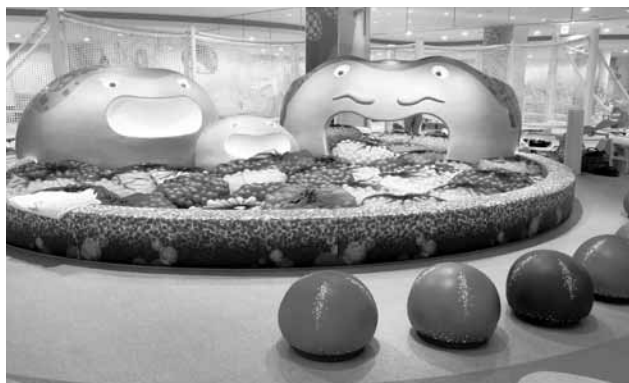
当社に入ると、社員は電話待ち営業で外回りすることがなく、高校野球が始まればテレビ観戦したり、時にはマージャンに興じたり。会社組織の体をまったく成していない、このままでは先がないと危機感を覚え、専務に就くと、社内改革に乗り出しました。また、外部とのつながりも必要と思い、富山県中小企業団体中央会の青年部会をはじめ、さまざまな会合に出るよう努めました。

## ノウハウ蓄積で信頼得る

Q. イベント企画など、帆布製品製造以外の事業も展開していますね。

商品や事業を一つに絞るといふやり方では、中小企業は生きていけないと考えています。顧客のニーズもあって、新しいことには積極的に参入し、業態を広げてきました。

テント、シートを取り扱う関係でゼネコンとの取引が多いのですが、ゼネコン担当者が工事現場の安全祈願祭や竣工式などで会場設営や神主さんの手配をしている様子を見て、代わりに一手に引き受けたのが、イベント企画の始まりです。当時は全国的にも珍しく、さまざまな神事、祭事を手掛け、越中おわら風の盆の演舞場の設営には20年以上



子ども向け遊具



帆布製造工場

いずみ・さだお

昭和25年4月6日、富山市生まれ。47年、東海大学工学部卒業後、細川産業株式会社などを経て、51年、株式会社泉商店に入社。55年、専務取締役、64年、代表取締役社長に就任。平成4年、株式会社イズミへ商号変更。24年より日本テントシート工業組合連合会理事長、富山県テントシート工業組合理事長、現在に至る。



携わっています。イベントは細かい決まりごとが多く、実績や信頼を基に依頼するケースがほとんどで、当社は先駆者として長年蓄積してきたノウハウが評価されていると感じています。

屋根や道路の融雪装置施工も全国に先駆けて参入し、富山市民芸術創造センターや県水墨美術館など、私自身も屋根に登って取り付けました。顧客に求められ、岩瀬港マリナーの浮き栈橋、トンネルなどのアートレリーフなども施工してきました。地域貢献につながる仕事はやりがいを感じます。

## ものづくり基盤に発展を

**Q. 将来の社業発展に向けては、どのようなことに注力しているのでしょうか？**

帆布製品製造というものづくりを原点、基盤としていろいろな展開にチャレンジしていきたいと思っています。ここ数年、公園遊具の受注が増えています。子ども向けなので安全性など難しさもありますが、ノウハウを蓄積して伸ばしていきたい分野です。

社員に対しては常日頃から、仕事と遊びのバランスの大切さを訴えています。仕事一辺倒ではなく、文化に親しみ、心に栄

養を与えるような遊びの時間を持ってほしい。私は邦楽演奏家でもあります、どちらも一生懸命やることでいい相乗効果が生まれています。

他には後継者の育成です。利益とは一生懸命働き、顧客の満足から得られるおこぼれのようなもの。感謝していただくことでお金になっていくという、父の代からの姿勢を受け継ぎ、安定した利益が出る企業へと成長させたいです。

## 全国回り連携強化図る

**Q. 日本テントシート工業組合連合会理事長として、どのような取り組みに力を入れていますか？**

一時は2,300社いた会員も現在は740社まで減少、富山県テントシート工業組合も30社から6社まで減るなど、会員離れは深刻です。就任以来、全国各地を訪ね、会員の苦労や思いを聞きながら、組合の必要性を説き、組織の立て直しと連携強化に努めています。テントシート業界は規制や法律改正をいかに早くキャッチして対応するか、情報収集が欠かせません。会員との意識の共有化や情報の浸透にも力を注いでいます。

東日本大震災や熊本地震などを通じて、有事におけるテント

の役割、重要性が認識されるようになり、政府や地方自治体との協力体制も強めていく必要を感じています。地震などでの天井崩落の危険を回避するため、体育館や講堂などに膜天井を施す工事も増えています。布なら万一落下しても軽いため安全性も高い。最近では東京駅八重洲口のグランルーフに帆布を使った屋根が採用されました。東京五輪に向けて、汎用性の高さをアピールしていこうと、東京の組合を中心に展示会の準備も進めています。

## 邦楽演奏家としての顔

**Q. 民謡や篠笛、三味線などの邦楽演奏家「泉紫風」の芸名を持ち、演奏会や邦楽教室などの活動をなさっていますね。**

民謡との出会いは20代のときです。麦屋節が上手な社員に誘われて、社外の会合での余興のためもあり、無理やり始めました。続けるうちに、一流演奏家の方々との出会いもあり、邦楽にすっかり魅了され、15年前には山中節全国コンクールで優勝し、CDも3枚作りました。紫風会会主として現在20人の弟子をとり、仕事の合間をぬって稽古をつけたり、演奏会に出演しています。

# 富山県綿スフ織物工業組合さんよりこんにちは

富山県綿スフ織物工業組合に所属する企業の主力製品は、中近東諸国に輸出される民族衣装用織布です。大手メーカー、大手商社の委託生産を行い、売上は全体の7割を占めます。大阪や名古屋などの他産地の主力製品と重なっておらず、民族衣装用に特化したため、産地として生き残りが図られています。

今回は、組合で共同工場を運営、経糸糊付成型加工を一括受注・生産している富山県綿スフ織物工業組合を紹介します。

### ◆組合のあゆみ

旧福野町(現・南砺市)は、江戸時代に始まった「福野縞」や、かつて富山県繊維工業試験場があったことなどから、織物産地として栄えました。昭和29年、通産省による綿スフ織物の登録制が実施され、管理団体として富山県綿スフ織物工業組合が設立されました。



南砺市に立地する組合事務所

### ◆取り組みの内容と成果

平成25年に「ものづくり補助金」を利用し、共同工場の「綿スフ織物経糸糊付け成型ドラムの過熱方式の改善事業」に取り組みました。この事業では、熱セットドラムの熱源を高性能のLPガスコントロールボイラー方式に変更。平成25年10月に新設備を稼働させました。1時間半かかっていた立ち上げ時間は、自動立ち上げになり、限りなく0分に近づけました。冬場のドラム温度を安定化し、糊付けする経糸の素材に合った適正仕上がり水分率を維持できるよう、コントロール機能を高めました。これにより8%の生産性改善、従業員の早出勤務の削減、乾燥不良事故の低減、燃料費の10%改善が図られました。

また細かな温度管理と均一な熱源確保が可能になったため、糸本数が多くて細かい高密度織物に対応できる「極細番手(番手は糸の太さをあらわす単位)」や熱変化の大きい高難度素材にも取り組み、大手メーカーや商社

の要請に応え、受注拡大が図られました。改善事業に着手した時点に比べ、現在は生産量、加工賃(売上)ともに1割伸びています。

### ◆今後の展望

これらの合理化により、共同工場の生産量、加工賃はほぼ変わらず、生産性が上がったといえます。しかし繊維業界を取り巻く厳しい状況は変わらず、近年、中近東諸国の原油安などを理由に市況が停滞していることが懸念されます。また組合員数が減ったため、組合の運営も課題があります。

組合員の企業各々が、安価な海外製品との差別化を図り、高付加価値品の生産や研究開発をして市場拡大していくことが、組合と産地の発展につながるでしょう。

日本でしかできない製品づくりを地道に続け、現在の中近東向けの民族衣装織布産地として特化しながら、業界の新しい動向に敏感に対応し、新素材、新用途を開拓していくことが必要不可欠です。



糊付けされる経糸。上部では同時に熱セットドラムで乾燥成型されている

### ◆組合概要

組合名称	富山県綿スフ織物工業組合
設立	昭和29年10月30日
所在地	南砺市布袋20番地の3
理事長	藤原 一郎
組合員数	5社
TEL	0763-22-5988
FAX	0763-22-5968

## 平成29年度組合青年部研修会・青年部代表者会議を開催

富山県中小企業青年中央会

富山県中小企業青年中央会は富山県中小企業団体中央会と連携し、3月6日(火)、ホテルグランテラス富山(富山市)において、平成29年度組合青年部研修会・青年部代表者会議を開催しました。

組合青年部研修会では、講師の富山県電気工事工業組合 顧問 小林稔氏、丸谷工業株式会社 取締役会長 谷川弘氏、富山県電機商業組合青年部 部長 黒田保光氏の3氏がそれぞれ「組合青年部の立ち上げに対する思い」について発表されました。

続く組合青年部代表者会議では、「組合青年部の活性化について」という大枠のテーマの中で、各テーブルで「青年部の会員を増やすためには」「青年部事業への参加率をあげるためには」「青年部組織をどのようにして活かしていくか」「親会との関わりについて」「青年部を活性化させるとは」というテーマを設定し、テーブルディスカッションをした後、各テーブルのテーブルリーダーが意見発表しました。

交流会では、青年中央会 室会長より、代表者会議の総括があった後に乾杯の挨拶があり、出席者による懇親を深めました。



代表者会議の様子

## 組合女性部・女性経営者等セミナーを開催

富山県中小企業レディース連絡会

2月28日(水)、富山県市町村会館(富山市)において、組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました。

講師には、老舗寝具店の店主であり、健康睡眠アドバイザーとして、睡眠に関するアドバイス、講演活動をされている大郷卓也さんをお招きし、「体と心を健康にする眠り方～良い仕事は、質の良い睡眠から～」をテーマに、快適で健康的な毎日を送るために必要な睡眠のあり方について、実際に布団を敷いての実演も交えてお話しいただきました。

セミナーには組合女性部のメンバーのほか、組合の女性職員ら22名にご参加いただきました。



セミナーの様子

## 創立50周年記念式典を開催

協同組合高岡問屋センター

平成30年2月20日(火)、協同組合高岡問屋センターは高岡エクールにおいて、創立50周年記念式典並びに祝賀会を開催しました。

協同組合高岡問屋センターは昭和43年、店舗集団化事業として87社で組合を設立し、県西部の流通拠点としてスタートしました。

現在は、組合員数93社、準組合員16社となり、新たな進出企業の増加により企業構成は多様化し、商業団地としての業態は変貌しつつあります。新しい時代の変化に対応する商業の創造拠点として、今後一層の組合事業の充実を図り、「高岡市総合計画」、「高岡商工会議所地域振興プラン」とも連携して地方創生施策の一翼を担い、地域経済発展に尽力していきます。

近年当センター周辺は、能町庄川線開通による主要道路のアクセスや、北陸新幹線開業に伴う新高岡駅の設置等、利便性が飛躍的に向上しました。これら新たな交通インフラの整備を追い風として、50周年を機に、組合員全員が新たな決意で当センター発展に邁進してまいります。



記念式典の様子



記念祝賀会の様子

## 国宝！奈良 薬師寺東塔「相輪」<sup>そうりん</sup>の修復に取り組みました

伝統工芸高岡銅器振興協同組合

伝統工芸高岡銅器振興協同組合は、高岡銅器の技術力をPRする手段として文化財の修復事業に注目し、国宝である奈良・薬師寺の東塔の解体修理事業に加わりました。最上部に取り付けられている金属製飾り「相輪」の一部の修復、補修に携わり、「相輪」(高さ約10m)の上部にある宝珠と竜舎、水煙の下部にある受け具の擦管、九つある九輪の一つを作りました。

年明けより同事業に着手し、金物再現について検討を重ね、短納期要求に加え、数度の仕様変更など、作業は困難を極めました。職人技の引き出しを全て使い、国宝として誇れる仕事をしたという思いで取り組みました。今回、最も難しいとされたのが着色などの仕上げ工程で、現存する部材と組み合わせるため、1300年間の経年変化による色や質感を再現する必要性がありました。

平成30年3月28日、「高岡銅器」の職人技の結集により、無事検査合格に至りました。組合として国宝の修復に携わるのは初めてでしたが、同事業は「高岡銅器」の技術力を国内外へ発信する大事な事業になりました。今後も、伝統的工芸品の魅力を国内外に伝え、地場産業「高岡銅器」の振興に取り組んでいきます。



## 事務局ペンリレー

高岡銅器は今から約400年前、前田利長公が築城とともに高岡市内の金屋町を中心に鋳物工場を開いたことで始まった、高岡市の伝統産業です。

私の勤務先である高岡銅器アルミ協同組合は、昭和41年当時、鋳物工場付近の交通の過密化、増設難、悪臭等の公害問題により16名の有志が集まり、協同組合を設立、工場を稼働させたのが始まりで、現在は二代目、三代目の組合員さんに引き継がれています。最近ではその若手の組合員さんが、仏具から暮らしに合ったインテリアの品作りに着手したり、仏具製造を続けながら新しい可能性を形にするなど、若手の発想でいろんなものづくりに力を注ぎ、新商品が生まれています。高岡の伝統産業を未来につなぐ若手の組合員さん！頼もしい限りです。

私も若い組合員さん達の挑戦する姿に触発されて7年前、自分がやりたかったオカリナを習い始めました。その後、資格を取り、余暇を利用して教室を開く傍ら、ユニットを組んでライブ活動もしています。あちこちで声がかかるようになり、休日は音楽に時間を費やす今日この頃です。

仕事はもちろん一番大事ですが、余暇の過ごし方を工夫して時間を無駄にすることなく生活していきたい、これが私の信念です。



高岡銅器アルミ協同組合  
事務局長 小笹 真琴

## 人材の確保や従業員の再就職をお手伝い！

事業の拡大や欠員補充などにより  
人員を確保したいとき

事業の整理・縮小などに伴い、  
人員を削減せざるを得ないとき

そんなとき、まっ先に **無料**  
ご相談ください。



1987年設立

出向・移籍の専門機関

公益財団法人

# 産業雇用安定センター

〒930-0857 富山市奥田新町8-1 ポルファートとやま10F

ご利用時間 9:00～17:00 (土・日・祝日は休み)

インターネットで最新の人材情報をどうぞ <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

TEL 076-442-6900

FAX 076-439-2860

## 組合管理者等講習会を開催しました

3月5日(月)、本会は富山第一ホテル(富山市)において、法政大学大学院政策創造研究科教授 法政大学大学院静岡サテライトキャンパス長の坂本光司氏を講師に迎え、「快進撃企業の10の経営法則」をテーマに、組合管理者講習会を開催しました。

講師の坂本氏からは、近年、我が国の企業数が著しく減少しているのは、景気や経営環境の問題ではなく、経営者の経営に対する考え方の問題ではないかと考えられ、講師が様々な企業を訪問・調査した結果、快進撃企業には10の経営法則があることが判明、10の経営法則についてと、国内優良企業の事例について説明されました。



講習会の様子



講師の坂本光司氏

## 組合会計税務研修会を開催しました

3月23日(金)、本会は富山流通会館(富山市)において、組合役職員を対象に組合会計税務研修会を開催しました。

研修会では、あいえず税理士法人 税理士の石瀬真実氏を講師に招き、「組合の会計及び税務の留意点について」をテーマに、税制上の改正点や、日頃よく相談が寄せられる会計や税務の処理方法、決算にあたり留意すべき事項などについて説明が行われました。



講師の石瀬真実氏

このコーナーでは、日ごろ中央会へ多く寄せられる事業協同組合等の運営に関する質問について回答とともに紹介します。

### 脱退予告者の権利について

Q

- 1 自由脱退予告者は、持分が計算される期末までの期間は組合員であり、持分権があると解釈してよろしいか。
- 2 1の組合員は、その持分を確定する決算総会（通常総会、通常5月に開催される）に出席して、組合員権を行使することはできないと解釈してよろしいか。
- 3 脱退予告者が総代である場合、期末までの期間に総代の任期満了による改選があったときは、その組合員は総代の選挙権並びに被選挙権があるか否か。

A

- 1 組合員は、中協法第18条の規定により、脱退することができるが、この場合、予告を必要とし、かつ、脱退の効果は事業年度末でなければ発生しない。したがって、組合員は予告後も年度末に至るまでの間は依然として組合員たる地位を失うものではなく、それまでの間は、組合員としての一切の権利を有し、かつ義務を負うものである。
- 2 脱退の効果は、事業年度末において発生し、それ以後は、組合員たる地位を失うものであるから、組合員として事業年度終了後の総会に出席することはできない。
- 3 脱退届を提出している組合員が総代であっても、事業年度末に至るまでは組合員たる地位を失うものではないから、総代の選挙権及び被選挙権を有する。

## 「昆布シューマイ」うまみ抜群!!

みなさん、昆布シューマイをご存知でしょうか。富山県中華料理生活衛生同業組合では、県内で消費量が多い昆布を餡に混ぜ、独自に考案した「昆布シューマイ」の普及に乗り出しています。

塩味としょうゆ味があり、たっぷりの茶切昆布を練り込み、通常のシューマイより大きめなのが特徴です。しょうゆ味はクコの実を載せ、餡にエビを入れることで歯ごたえが良く、塩味はズワイガニの身をトッピングし、カニかまぼこを入れることで、コクが出るように工夫してあります。

昆布を使ったシューマイは全国的にも珍しく、いずれは東京など、県外での販売も目指しています。組合加盟店の14店舗で提供していて、徐々に取扱店を増やしていく予定です。

### オリジナルメニュー!

たっぷりの茶切昆布を練り込んだ、美味しい焼売が完成しました  
昆布は“海の野菜”と言われています!



越中華!!

昆布はミネラルの宝庫  
ビタミン類と  
食物繊維が豊富!!

## 昆布焼売

塩味(ズワイガニ乗せ)・醤油味(クコの実乗せ)

富山県中華料理生活衛生同業組合

### 【取扱店】

富山市：中国菜館梨花

魚津市：中国菜家天華、キッチン富士、食道園、魚津ご城下の台所藤吉

高岡市：美幸飯店佐野店・宝来店、美幸飯店波岡店、一品香、北京飯店、  
中国料理の店ビックチャイナ

黒部市：狐狸庵

南砺市：青龍

砺波市：チャイニーズレストハウスみんみん

■富山県からのお知らせ

# とやま中小企業人材育成カレッジ 受講生募集中!

厳しい経営環境の中で、企業が発展していくためには、時代の変化に対応できる優れた人材をいかに育成するかが重要になってきております。貴社の人材育成にリニューアルした中小企業人材育成カレッジ(旧 富山県中小企業大学校)の研修を是非ご活用ください。人材開発支援費助成金の助成対象コースもありますのでお問合せ下さい。

詳しくはコチラ↓

■申込方法：ホームページの申込フォーム又は、FAX・郵送にてお申込み下さい。

※詳しくは、



## 人が育てば企業も育つ!

### 短期コース

分野	研修科目	講師	定員	受講料 (消費税込)	日数	開催日	申込締切日
組織マネジメント	②若手リーダー養成講座	飯山 昶朗氏	50名	14,400円	3日間	6月6日(水) 6月7日(木) 7月3日(火)	5月25日(金)
	③女性リーダーのためのステップアップ講座	東谷 由香氏	50名	9,600円	2日間	6月19日(火) 6月20日(水)	6月8日(金)
	④自分とチームを成長させる対話力	佐藤 慶子氏	30名	9,600円	2日間	7月18日(水) 7月19日(木)	7月6日(金)
ものづくり	⑤生産現場改善の進め方	山口 郁睦氏	30名	14,400円	3日間	8月28日(火) 8月29日(水) 9月4日(火)	8月17日(金)
	⑥品質管理の考え方・進め方	中島 俊宏氏	30名	14,400円	3日間	10月16日(火) 10月17日(水) 10月24日(水)	10月5日(金)
	⑦原価管理とコストダウンの進め方	大塚 泰雄氏	30名	14,400円	3日間	2019年 2月13日(水) 2月14日(木) 2月22日(金)	2019年 2月1日(金)
マーケティング 財務・営業	⑧財務分析の考え方・進め方 (長期コースとの合同講座)	長谷川泰彦氏	30名	9,600円	2日間	9月5日(水) 9月6日(木)	8月24日(金)
	⑨「使える」マーケティング戦略とは! (長期コースとの合同講座)	日野 眞明氏	30名	9,600円	2日間	10月3日(水) 10月4日(木)	9月21日(金)
	⑩第一線営業担当者のための営業力強化講座 (宿泊研修・「いこいの村磯波風」)	和田 勉氏	30名	9,600円	2日間	10月10日(水) 10月11日(木)	9月28日(金)

分野	研修科目	講師	定員	受講料	日数	開催日
連携 中小企業大学校との	①管理者のための問題発見・解決法 会場：富山県中小企業研修センター	上岡実弥子	30名	28,000円	3日間	11月27日(火) 11月28日(水) 11月29日(木)
	②サテライト・ゼミ 「取り組もう！我が社の未来創造への第一歩」 会場：富山県民会館	溝井 伸彰	15名	35,000円	4日間	9月12日(水) 9月26日(水) 10月10日(水) 10月24日(水)

先着順に受付し、定員になり次第締め切る場合もありますので、お早めにお申し込み下さい。

【開催時間】 全コース、9:30～16:30です。(1時間の昼休みを含みます。)

【会場】 富山県中小企業研修センター(富山市赤江町1-7)

※ただし、第一線営業担当者のための営業力強化講座は「いこいの村磯波風(富山市婦中町細谷1-2)で宿泊研修を実施します。(宿泊研修費用13,000円は別途ご負担下さい。)

※中小企業大学校(中小企業基盤整備機構)瀬戸校との連携によるサテライト・ゼミは、「富山県民会館(富山市新総曲輪4-18)となります。

◆お問い合わせ先 富山県商工会連合会 (TEL076-441-2716)  
とやま中小企業人材育成カレッジ (FAX076-433-8031)

## 企業を支える「人づくり」

### ①リーダーのための経営視点・スキル育成コース（長期コース）

日次	開催日	時間	研修科目	講師	会場
1	6月22日(金)	9:30~10:00 10:00~17:00	開講式・オリエーション ●経営課題の確認・目標設定	長谷川泰彦氏	中小企業研修センター
2	6月27日(水)	9:30~16:30	(宿泊研修)	長谷川泰彦氏	【宿泊研修】 いこいの村磯波風
3	6月28日(木)	9:00~16:00	●研修目的の確認・リーダーとしての「マインド」醸成		
4	7月11日(水)	9:30~16:30	●コーチング技法による組織強化	佐藤 慶子氏	中小企業研修センター
5	7月12日(木)	9:30~16:30			
6	7月25日(水)	9:30~16:30	●ロジカルシンキングを使った経営戦略の実践策定	吉田 史朗氏	中小企業研修センター
7	7月26日(木)	9:30~16:30	●期待される人事制度の構築と運用	鎌倉 義則氏	中小企業研修センター
8	8月2日(木)	9:30~16:30			
9	8月8日(水)	9:30~12:30	●企業倫理・CSRに関する講義	宮重 徹也氏	中小企業研修センター
		13:30~16:30	●労働法規・コンプライアンス	長谷川泰彦氏	中小企業研修センター
10	8月21日(火)	9:30~16:30	●経営者「マインド」の醸成①	長谷川泰彦氏 佐藤 慶子氏	中小企業研修センター
	8月22日(水)	9:30~16:30			
11	9月5日(水)	9:30~16:30	(短期コースとの合同講座)	長谷川泰彦氏	中小企業研修センター
12	9月6日(木)	9:30~16:30	●財務分析の考え方・進め方		
13	9月26日(水)	9:30~16:30	(宿泊研修)	渡辺 晴樹氏	【宿泊研修】 いこいの村磯波風
14	9月27日(木)	9:00~16:00	●経営シミュレーション研修～受講生が「主役」の体験型研修		
15	10月3日(水)	9:30~16:30	(短期コースとの合同講座)	日野 眞明氏	中小企業研修センター
16	10月4日(木)	9:30~16:30	●マーケティング戦略		
17	10月18日(木)	9:30~16:30	●情報化とマーケティング	内田 康郎氏	中小企業研修センター
18	10月23日(火)	9:30~16:30	●経営者「マインド」の醸成②	長谷川泰彦氏 佐藤 慶子氏	中小企業研修センター
19	11月8日(木)	9:30~16:30	(宿泊研修)	渡辺 晴樹氏	【宿泊研修】 いこいの村磯波風
20	11月9日(金)	9:00~16:00	●経営計画の策定		
21	11月20日(火)	9:00~16:00 16:15~17:00	●振り返りと総括・成果発表 閉講式・修了証授与・懇談会	長谷川泰彦氏	中小企業研修センター

◆定員 25名

◆申込締切日 6月12日(火)まで

◆受講料 75,600円(消費税込み)

※受講に際しては、筆記用具・電卓をご持参下さい。

なお、昼食は各自でご用意下さい。(宿泊研修は除く)

※宿泊研修費用13,000円は別途ご負担下さい。



# 県や企業の取り組み盛ん できることからスタート

心身ともに健康でいきいきとした生活を送るために、日常生活に取り入れやすい工夫やちょっとした心がけ、お役立ちツールなどを紹介します。



健康経営に注目が集まっている

## 健康寿命や健康経営に関心

「健康寿命」という言葉があります。これは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のこと。平成12年にWHO（世界保健機関）が提唱して以来、寿命を伸ばすだけでなく、いかに健康に生活できる期間を伸ばすかが重要視されるようになってきました。平均寿命では世界トップクラスの日本人ですが、平均寿命と健康寿命の間には、男性で約8年、女性で約12年の差があります。

富山県でも近年、健康寿命日本一を目指した取り組みに力を入れています。平成28年の健康寿命は男性72.58歳、女性75.77歳で、前回の25年調査と比べ男性が1.63歳、女性が1.01歳伸び、全国順位もそれぞれ8位、4位へと上昇しました。

企業においても、従業員の健康をサポートすることで、企業価値の向上や業績アップを目指す「健康経営」の取り組みに注目が集まっています。県も顕彰制度を設けたり、先進的な事例を紹介するなど、普及と支援に努めています。

## 身近なところから健康管理

いつまでも元気で自分らしく暮らすためには、望ましい食事と規則正しい生活習慣の積み重ねが大切です。とはいえ、「健康管理をしなければならない」と構えてしまうと、忙しい働き盛り世代にとっては、健康管理が負担になるかもしれません。

食事は自分の体をつくるための土台といえます。みそ汁や煮物に野菜をたっぷり入れる、外食の際は野菜料理を一品追加する、麺類の汁の飲みすぎに注意して減塩につなげるなど、少し意識してみるといいでしょう。運動も階段を使う、近所への移動は歩きや自転車を利用するなど、普段続けられそうなことから始めてみましょう。

県が展開するスマートフォンアプリを使用した「健康ポイント」もおすすめです。毎日の体重チェックや歩数目標達

スマートフォンアプリを使用した健康ポイント



ウォークビズPRイメージ



成、健康診断受診などでポイントが加算されていく仕組みで、平成30年度より、ポイントに応じて協賛企業のクーポン券等が提供されます。また、県では、職場を身近な運動環境ととらえて、スニーカーなど歩きやすい靴や服装で通勤・就業する「ウォークビズ」も展開し、県内企業とコラボレーションしながら、広く浸透を図っていくそうです。機運が高まり、仲間が増えるとより続けやすくなりそうです。

## しっかり眠り健康を保つ 体型に合った寝具を選ぼう

睡眠をしっかりすることは、疲労を回復し健康を保つだけでなく、仕事やスポーツのパフォーマンスアップなどにつながるといわれています。快適にぐっすり眠るためには、就寝中の発汗、温度変化に対応できるような吸湿性・放湿性の良いものに加え、自分の体重や体型にあった寝具選びが大切です。

ポイントはまっすぐ立った姿勢を横になった時も維持すること。これが身体に無理のない自然な寝姿勢です。



快眠につながる寝具

敷き布団やベッドマットは、柔らかすぎるとお尻など重い部分が沈み込んで腰痛につながる場合があります。一方、硬すぎると肩やお尻など凸部分だけで身体を支えることになり、痛くなったり、寝返りの回数が増えたりして、快眠を得られないことがあります。実際に店頭で寝比べて、身体に負担のかからない寝具を選ぶとよいでしょう。

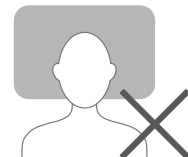
枕の役割は横になったときに、首から後頭部にかけてマットレスとの間にできる隙間を埋めること。起きたときに首や肩が凝っている、筋肉の緊張が取れていないと感じるときは、好みの高さでも、身体には合っていないかもしれません。首のカーブを計測してくれる店もあります。「マットレスと枕と一緒に合わせることをおすすめ」（富山大和）だそうです。

夏は熱を逃がす作用のある麻素材のシーツや肌掛けを組み合わせると、より快適性が増します。

◎正しいまぐらの当て方



正しい当て方



首が不安定な当て方

企業立地マッチング促進事業(委託元:富山市工業政策課 お問い合わせ TEL 443-2074)

# 富山市内で空き工場・用地等をお探しの方へ!

<http://aki-toyama.jp/>

富山市では、富山市内の工場物件等のマッチングサイトを開設しております。本サイトは富山市内の**空き工場・作業場・倉庫・工場用地・事務所**などの遊休事業用不動産の有効活用と地域産業の活性化を図るために、工場等の立地促進(移転・増設・県外企業誘致など)に取り組む事業の一環として運営しております。

現在所有の遊休事業用不動産の**売却・賃貸**、または**取得・賃借**をご検討されておられる方は、当ホームページをご利用いただきますようお願いいたします。



ホームページ画面の画像は一部加工しています

業務提携：(公社)富山県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会富山県本部

アクセス  
方法は  
次の3つ!!

検索サイト

空き工場 富山

検索

HPアドレス

URL <http://aki-toyama.jp/>

QRコード

## ■ホームページや本事業に関するお問い合わせ

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階  
富山県中小企業団体中央会 工業支援課  
TEL: 076-424-3686 FAX: 076-422-0835